

# 監獄協會雜誌

第貳拾九卷  
第一號

才六百七拾六冊

明治二十七年二月廿六日第三種郵便特許認可  
明治二十一年五月創刊每月一回二十四號行

(六月二十五號行)



# 監獄協會雜誌第二十九卷第一號目次

○論 說	○免囚保護事業家の受賞に就て	○浦和地方部通信	○通 信	○鳥取縣給産會の近況	○叙 任	○曇 報	○會 報	○監獄協會々報	○茶話會例會○贈與金	○其後の加盟保護會○保護會事務所移轉
○講 演	○假出獄と再犯	○大阪監獄塚分監入佛式狀況	○保護	○吳免囚保護樹德會の狀況	○叙 任	○曇 報	○會 報	○茶話會例會○贈與金	○輔成會々報	
○資 料	○刑事政策上より見たる獄制の變遷(承前)			○茨城縣結城保護會近信						
○統 計	○不良少年惡化の徑路			○岡山縣出獄人保護會雜信						
○說 林	○在監人の疾患に就て(承前)									
○雜 纂	○大正四年十一月入出監就月未在監人員表外三表									
	○恩赦人員調査表									
	○漫錄他山の石(承前)									

## 監獄協會雜誌第貳拾九卷第壹號

### 論 說

#### 免囚保護事業家の受賞に就て

刑餘の人を扶掖化導して良民の伍に復歸せしめ以て累犯の根源を絶つは社會の經營上必須の要件にして斯業の消長は公共生活の上に甚大の影響あるは識者の夙に唱道せる所なるにも拘らず我一般社會は未だ此に着眼せず斯業の功績は空しく暗中に埋没せらるゝの觀あるを免れざるは吾人の最も遺憾とする所なりしに昨冬卽位の大典を擧げらるゝに際し廣く善行を表彰せられ斯業に従事するもの亦之に與るを得たり本誌彙報欄内に列記する所の正七位留岡幸助氏外五氏の藍綬褒章を賜はりしもの即是なり又正五位勳六等金原明善氏あり亦斯業に殊功ありしを以て勳四等に叙せられたり

說

論

(一)

夫れ叙勳の光榮の至大なるは言を待たざる所なるも褒章を賜はりし諸氏の光榮も亦至大なりと謂ふべし按ずるに諸氏が賜はりし藍綬褒章の號位は何れも第七百餘號にあり即褒章條例布告以後既に三十五年を經過せるに此章を賜はりしものは僅に七百餘人に過ぎざるを知るべく而して今回の大典に際して廣く善行を表彰せらると雖ども現に賜章せられしものは合して二十餘人のみ然るに諸氏は其少數者の中に參し且從來社會が未だ着眼せざりし所の斯業に勉勵從事して遂に賜章せらるゝに至りしは是諸氏の功績を空くせざるものにして諸氏に於ては實に無上の光榮なりと信ず誰か諸氏の爲めに雙手を舉げて之を祝せざるものあらんや

又此賜章は單に諸氏の光榮のみにあらざるなり斯業の功績は久しく社會に埋没せらるゝの觀ありしに一朝今回の大典に際して嘗て容易に下賜せられざる所の褒章を以て斯業者を表彰せらるゝこと六人の多數に及びしは即國家が始て斯業を社會の必須要件と認めしものにて頗る吾人の意を強くするに足れり斯業の陸離たる光彩は此に由りて發揮せられ斯業三十年の歴史は此に由りて裝飾せられ

たりと謂ふべし吾人は斯業の爲めに亦深く慶賀せざるを得んや

惟ふに斯業は茲に一新紀元を開きしなり是に於て吾人は知る國家が斯く諸氏を表彰し斯業を重視するに至りしは唯現在に注目して然るに非ず必や斯業の消長は公共生活の上に大影響あるを以て大に斯業の將來を鼓舞獎勵せんとの目的に出でしことを然らば諸氏が既往二十餘年間斯業の率先者として幾多の障碍困厄を排擠し不屈不撓の熱誠を以て斯る好成绩を挙げ來りしは元より多とすべきも更に將來に向つて勇往邁進一意斯業の發展に盡くし益々國家の注意を重からしめざるべからず而して其他一般の斯業に従事するものも亦此新紀元に於て各自感奮努力其成績を將來に期し以て次期の表彰にも三期の表彰にも必斯業者の多數の與らんことを切望に禁へざるなり

社會の進運に由りて百般の事業は複雑となり従つて犯罪人の増加すべきは數の免れざる所なれば將來社會の經營上斯業の益々緊要となると共に斯業者の責任の益々重大となるべきは明なり庶幾は斯業に従事するもの誓つて累犯を根絶せしめ國家の期待する所に背かざらんことを大典後第一年の劈頭に於て諸氏の光

榮を祝するは痛快に耐へず更に希望を附して斯業者に至つたと云ふ

## 假出獄と再犯

第二十九卷第一號

再犯が假出獄の處分に由りて全く防止せらるべしとは、何人も思ひ寄らざる所にてあるべし、されど之を満期出獄者に比して、其再犯歩合の尠きは蓋し間違なき事實なりとす、吾人は今之を證明すべき統計を有せずと雖ども、苟くも其局に當るの人たらんには之等は即ち正當に直覺すべき自明の事實にして、敢て必ずしも統計を俟て後ち知るべきに非ず、或は再犯するものあるも、そは満期出獄者のそれに比して、彼等が其再犯に至る迄社會に其身の眞面目を持続する期間の永きは之れ又た決して見逃すべからざる點なりとす

殊に假出獄の處分は之を心理的に見るも、之が再犯防遏に多大の効果あるや必然とせん何となれば汝は正しく改悛せりとの深き暗示を與へられ、其自覺を強むるに於て甚大の力あるのみならず、之が爲めに他人の信用に餘義なくせらるゝこ

論

説

(五)

とも少々に非ざれば也、且つ又た直接には監獄費に大なる節約となり、間接には社會に有用なる人物を加へ、以て其福祉を増進する國家的經濟の大なるものあるに至つては、更らに多言を俟たざる所也

今日の場合刑事政策の上乗を期せんとせば、正さに此の多利少害の假出獄制度を大に活用するに若くものあらざるべし、今や我當局者も漸く茲に着眼し來り、之が活用上汲々として唯、其及ばざらんことを恐るゝの有様あるは、寧ろ慶すべしと爲さざるべからず、是に於て乎吾人は一言を加へて、敢て當局者の注意を乞はんとする一事は、彼の刑期の残り少なくなりたる者に對しては、當局者の多くの考が、假出獄を許すも許さざるも大した影響を生ぜずして、單に手數倒れに了るのみ也と云ふにありて、殆んど無思慮の中に放擲せらるゝ者、其數決して尠きに非らざるが如し、噫是れ何たる淺見にして且つ又た何たる没人情の處置ぞや

吾人は假令一日たりとも殘期の許すべきあらんには、之を放擲せざらんことを極力主張せざる能はず、何となれば元來假出獄は期間の長短に重きを措くよりも寧ろ當人の心理に印象を與ふるを以て重しとし、且つ之を以て社會に復歸し得べ

き左券と爲すを本旨とするものなれば也即ち彼等は心理的に再犯を防護せらるるのみならず現に彼等の歸宅して兩親に見へ親戚朋友に會する時に及て之が唯一の土産物となり又た社會郷黨に受入れられる爲めに如何に之がよき手引となるかの大事實を見るに及んては誰か能く此一事を理論的にも又た人情的にも無用視することを得んや(岳州)

講

演

## 刑事政策上より見たる獄制の變遷

(承第二十八卷  
第六號)

判事 木村尙達 君

此の人に續きましてミツテルマイヤとかヤーゲマンとかいふ人が獨居拘禁制を推賞するやうになつて、千八百三十四十年頃に及んで始めて獨逸の監獄改良家の口に獨居拘禁制なるものが歌はれるやうになりましたが、後には普魯西の内務省に這入つて自ら獨居拘禁制を實行せむと努めた所の「ウキツヘルン」といふ人も此當時生れた人であります、斯う云ふ人達が獨居拘禁制を主張して大に刑罰の執行を改良しなければならぬといふことを主張しましたが、是等の學者の根本思想は刑罰場はさきに述べました「アムステルダール」時代の懲役場と同様改善場となす可きものなりとの點にありました、併し此思想は十八世紀に刑罰法を支配したる刑罰觀念中の重要な主義即ち威嚇主義と絶對の反對に到達しますので、當時の監獄改良家は其改善思想を現代の特別豫防論者の如く刑罰法上まで及ぼすことを躊躇しました、即ち改善思想は論理自然の結果として其刑期の確定を執行上の觀察に係らしむる不定期

刑の結論に到着すると敢てしなかつたのであります即ち「ウキツヘルン」の著書に就て見ますも當時の學者は今日の所謂新派と違ひまして此改善思想といふものを執行の方面だけに止めて置く、所謂刑罰法の基礎といふものは昔の應報的主義で之を動かすとは好まぬ、併し執行の方法は是非改善的に進めなければならぬ、所謂刑罰の實體上の方面は昔の儘に置いて、唯實行の方面だけを改善的にやらなければならぬといふのが是等の人の主張でありました、而して此等の監獄改良家は其思想實現の手段としては刑罰執行上獨居拘禁制を採用すべしと主張したのであります併し獨居拘禁制にも曩に述べました如き弊害がありますので實際の監獄官等は躊躇して之に賛成しなかつた状況が見えます、殊に其の當時バイエルンに典獄をして居りましたオーバーマイヤーといふ人は自分獨特の階級制度、即ち犯罪の性質或は年齢、或は犯人の素行に由り犯人を類別しまして、それに對應する所の異つた刑罰執行をせやうといふ特殊の階級制度で善良な結果を得た實例がありますので、勿論之はオーバーマイヤーの人格手腕に由る成功と認むる點多きは明かとなり居りましたけれども兎に角さういふところが眼前に散らつて居りますので、一時は獨居拘禁制に對する實際の執行官は反對の方面に立つて居つたやうであります、併し獨居拘禁制主張の學者達は益々熱心に之れが實行を促しまして、最も有力なる反對とされました處の健康上の問題も醫術の發達と共に多少之を豫防され得るといふ議論が起つて参りま

して實際家も千八百九十六年のフランクフルトの第一回の國際監獄會議に於て始めて獨居制でなければならぬといふ決議をしました、是から法曹界其他の人も獨居拘禁に賛成しました、唯一つホルチェンドルフの一派の反對を除くの外、殆んど全部監獄改良といふものは何も彼も獨居の監獄を造ることであるといふやうに、監獄改良と獨居拘禁制といふものが同一な名詞に使はれて居るやうな状況でありました、さういふ状況でやつて來ましたけれども所謂一方に有力なホルチェンドルフ一派の反對がありますので、當時の立法家は非常に躊躇して居りました、是は獨逸のあらゆる制度がさうであります、他國に良い制度がありましたも獨逸に之を輸入する前には學者が非常に議論をやりまして、議論倒れの爲めに實行が各國に後れて居るといふ傾向があります、此監獄の改良に於きましても餘りに獨居拘禁が良いとか、雜居拘禁が良いとかいふので議論がありますので、政府に於ても非常に迷つて居つたのであります、一度は獨居監を捨てて又之を打壊すといふのも金が要る譯で、兎に角經費の點から一遍したことを更に取變へると云ふことは困難なことで政府としては止むを得なかつたかも知れません、斯る有様で監獄改良の議論は盛でありましたけれども、監獄改良の實體は一向進まなかつたのであります、政府でも仕方がないから根本的改良は將來の問題として置いて、一時は所謂紐育州に出來ました雜居拘禁制、是れと在來の監獄を少し模様換をすれば一部實行することが出来るから、

これにするが宜からうといふので、雜居拘禁制で夜間の隔離だけを實行する、或は沈黙の義務を附するといふやうな方面に着々歩を進めて參りましたけれども、何を云ふにも昔の監獄を利用して、新監獄の建設を非常にいやがつて居ましたから、さういふ風に主義は宜しうございましたけれども、實際は夜間隔離を實行する所の監房もない、唯一般の状況から見ますと單に沈黙の義務を科しまして、之に嚴重な懲戒罰を加へまして、さうして是て兎に角夜間隔離と同一の效果を得るものとして満足するやうな状態でありました、斯ういふ混合制度の時代に於きましては所謂獨逸に於ける獨房といふものは唯懲戒罰の爲めに使はれて居つたやうな状況でありました、丁度獨逸帝國の刑法が出来ましたる暫く前はさうでありました、併し獨逸は御承知の通り各獨立國が集つて聯邦を拵へて居りますから、各自分の主義に依つて實行して居りましたので、其の刑罰執行の形式も區々でありました、其大要を申しますと、サクセンといふ所は今謂ふ階級制でありまして、今日は少し進級制を加味して居つて、雜居といふことになつて居る、メクレンブルグといふ處は新入の際に一ケ年間だけは獨房拘禁をしなければならぬ、之に英國の累進制を加味して、中間階級を設けて、出獄前には獨房を出して是非共同作業に従事せしむるといふ主義を取つて居りました、バーデンは獨房の盛な處で、ヤーグマンが北米を視察しまして其報告に基いて一般的に六ケ年までは獨房拘禁が宜いといふことになりました、爰で

は獨居拘禁主義を勞働場の方にも適用しました、ブルクザールといふ所の監獄は四百人程を入れ得る獨房を有して居ります、プロシヤは前きに言ひましたウキツヘルンが盛に獨房を主張しまして、法律家よりは行法官が立法上の許しなくして獨房を利用するのは越權だといふ論があつて反對がありましたけれどもウキツヘルンの盡力で獨房の監獄が出来た譯であります、バイエルンではオーバーマイヤーの效驗を擧げたに依つて一年間だけは獨居拘禁が宜いといふやうな事、或は又其刑期の前後の四分の一だけは是非雜居拘禁法に移さなければならぬといふ主義、ウキツテンブルグの方は千八百六十五年に獨房制を許し、刑期の半分だけを終れば雜居制に移す、斯ういふやうな方法が行はれて居りますが、一般に言へば紐育の所謂共同拘禁制を主として、さうして唯獨房拘禁といふものは懲戒に使つて居るのであります、それから千八百七十六年に所謂獨逸の現在の刑法なるものが出来ました、是には兎に角懲役と禁錮の囚人だけは三ケ年は獨居拘禁をするが宜いといふことになつた、併しすることを得といふだけで、しなければならぬといふのではない、又刑法では英國の眞似をして假出獄を許しました、併し之等は總て強制的の規定でありませぬから、各支分國が純粹の獨居拘禁制に附するか、或は英國のやうな獨居拘禁制を利用して累進制にするかといふことは各國の隨意でありました、さういふ風でありましたから、刑法の統一が出来たと云つて世人は喜んで居りましたけれども、

實行の内容を見ますと一方では獨居拘禁を六ヶ年までやつて宜しい、一方では一ヶ年だけは獨居を許して宜いが、其四分の一を經過すれば云々といふやうな主義をやつて居りましたから、刑法の條文では統一でありますけれども、執行の方面から見ますれば全く難易輕重がありまして、唯刑罰法が統一されたばかりで、實際の方面から云へば刑法統一といふものは其當時は空想でありました、さういふ不公平なる處の執行方法があつてはいけないといふので、學者の議論が盛になりましたして千八百七十九年に政府では聯邦全國に涉つた所の執行法を規定しやうといふので、聯邦會議に議案を提出しました、其大體は懲役刑と禁錮刑は獨居拘禁をするが、懲役は六ヶ月禁錮は三ヶ月をやつて雜居に移すべしといふ強制規定を設けましたけれども、聯邦會議で此議案は非常な變更を受けまして、とうとう物になりませぬでした、是は畢竟各聯邦國が議案が法律として出ますれば總て獨居監獄を澤山造らなければならぬから、經濟の理由より各支分國は非常に反對しまして、さういふことをやれば各支分國の行政權を害するといふことに到頭物になりました、併し刑罰執行法が兎に角聯邦會議の議題とまでなつて此獨居制が問題になりましたから、各支分國では立法の不成立に拘はらず監獄改良といふものは重要視して参りました、而して成べくなら將來は一定させやうといふ考になりましたと見えまして、千八百七十九年の聯邦會議に政府が提出しました所の成案に基いて監獄改良の歩を進めたやう

な傾向がありました即ち各支分國共續々獨居監獄の建設を始めまして、獨居のない所に於きましても其處には所謂紐育の雜居拘禁制の特徴であります處の夜間隔離といふものが實行さるゝやうになりました、それで金が無くて監獄が造れませぬ處は或は寢房だけ造りまして間に合はせるやうにして、成べく獨居拘禁に型取り、又雜居拘禁の場合には夜間だけは可成隔離を實行することに努めて居りました、此夜間の隔離につき小さい監獄に行つて見ますと、五十人以上或は百人位の休む處が出来て居りまして一人／＼壁が出来まして何處から見られぬやうに、話されぬやうにして、其處で夜間の隔離を執行するといふやうな譯になつて居りました、要するに何れの國も新監獄の建設とか、増築とか寢房だけを拵へるとかしまして、獨居制に傾くやうに改良の方を進めて参りました、其中でプロシヤで始めて獨居の監獄を拵へるのに囚人を用ふることにしました、さうした所が在來よりも經費が少なくて濟んだ所もあるやうな實例を見まして、各國競ふて囚人を監獄建築に使ふやうになりました、是れ亦非常な獨逸に於ける獨居監獄の發達を促したのであります、斯ういふ風で始めは議案が壞れましたが、次第に實際の上から獨逸國の刑罰執行の狀態が近寄つて來ましたので、千八百九十七年に聯邦會議で一の決議案が出来ました、是は法律でありませぬが、兎に角今まで獨逸が監獄改良に努めて來ました傾向が此決議を見れば能く分ります、是は犯人の入監する場合の手續とか、或は解放の場合、或は作

業の方面、手紙の交換とか、訪問とか、懲罰とか保安手段とかいふものは一致の點を見出して決議をいたしました、其他主義の上に於きましては獨房制を原則としたのであります、即ち三ヶ月以下の刑、二十五才以下の者、及び特別の前科のない者は成べく獨居監房に附するといふことになりました、是は殆ど實行の方面が近寄つて來ましたので、各國も此當時の聯邦會議の申合せに従ひまして、各々似寄つた監獄規則を發布しました、現在に於ては此條文の結果漸く統一的色彩を帯びて參りました、併しまだ帝國法としては刑の執行法は出來て居りませぬ。

さういふ風で先づ監獄は獨房拘禁に傾いて參りましたが、丁度此頃から又刑法の改正問題が起りました、さきにも申しました如く監獄は自由刑の執行をなす處であります、此刑罰の目的如何と云ふ問題が古今に互り刑法理論の争の中心點となつて居ります爲め此刑法理論の争は刑罰執行の觀念及び其の形式に大なる影響を及ぼしまして執行に對する根本の思想は常に動搖を免れませんでした、茲に刑法上の争を詳しく申上ぐることは出來ませぬが大體より申しますと、在來の刑罰理論に由りますと刑罰は責任行爲に對し應報の爲めに科せらるゝ害惡で自由刑の上より云へば自由の剝奪が其所謂害惡に當ると申すのであります、假令責任と刑罰との比例が算數的に確定せられないとしても大體に於て其標準が得らるゝと云ふのであります、從て此理論に従ひますれば刑期の點より見ましても

其執行の點より見ましても又威嚇の點より見ましても刑罰組織は統一的性質を有せねばならぬ筋合となりますので近時刑事政策上重要視されて參りました假出獄とか刑の執行猶豫とか云ふ制度は本來の思想より云へば刑罰の本質に反するものと云はねばなりません、然れども此純理論に従ひますれば在來の執行の結果が示す如く自由刑なるものが全く無意義で自由刑の執行は犯罪の減少に何等の利目が無い、只入れては出し／＼するのみで國費濫費に過ぎませぬ、此の欠缺を補ふ爲めに起りましたのがさきに申しました十八世紀時代の刑執行上に於ける改善思想であります、即ち刑の本質が威嚇にありとするも無意義に自由刑を執行すると云ふことは馬鹿氣たことである、苟も或る事をなすには目的がなからねばならぬ、苟も多額の國費を抛ちて自由刑の制度を採用した以上之を有利に行ふべきである、元來刑罰とは犯罪鎮壓の爲めてないか、然らば犯罪人を改善して眞人間となすことを目的とせねばならぬ、之れが即ち目的主義の起りて刑の執行を改善的に行ふべしと云ふのであります、最近の新派の思想は此刑執行上の思想を基としましたもので、只十八世紀の監獄改良家より更に進んで刑罰法上に及ぼしまして刑罰の應報的機能を排して改善思想の基礎に新刑法を築かうと云ふのであります、刑罰は犯人を威嚇し改善し犯行不能の状態に置く手段であると云ふのであります、害惡の性質は最早觀念上刑罰の本質ではないと云ふのであります、改善が主たる思想でありますから假出獄、執行猶豫は勿論

の事不定期刑をも採用し凡て犯人の改善を標準とせねばならぬと云ふのであります、併し此の新派の議論も缺點がないではありません、即ち此の主義に従ひますれば論理自然の結果としまして改善の必要なものには刑を科せずと云ふことになり、之れでは法の威信を破壊しまして思はざるの結果に陥ることになります、併し此等は論理上斯る結果に立ち至ると云ふ迄でありまして新派の人も改善の必要なものは刑の必要なしとは申しませぬ又舊派の人も假出獄も執行猶豫も入らぬとは申しませぬ、のみならず刑執行の方面に於ては決して改善手段を拒むのでありませぬ、從て刑罰執行の方面に於ては兩派共に改善思想を認めて居るのであります、勿論其改善思想實現の手段に至りましては根本觀念の相違に伴ひ廣狹の差異を免れませんが大體に於ては一致して居るのであります、而して此改善思想の實現即ち犯人を改善するには各犯人の性格素質に従ひ夫々適切なる手段を講ずるの必要があります、すすのは申す迄もありません、所謂對症療法が必要であります、之れが所謂特別豫防又は犯罪人個別取扱と云ふので、犯人を改善するには是非此個別主義に依らなければなりません、此個別主義が刑罰執行上勝利を得るに至りましたのは又最近に發達し來りたる刑事心理學の定説に負ふ處少なくないであります、何となれば此個別主義は犯人の心理的特質の認識を前提として居ります、而して之れが大體に於て二個の方面に於て研究されました即ち一は犯罪的意思の強度二は刑罰の効力に對する感受

性であります、彼の即時犯と狀態犯との區別は一の研究の結果であります、勿論兩者の間には種々過渡期のものも認められますが大體に於て犯罪習癖のあるものと、止むを得ざる事情の下に罪を犯すものとを標準として一應の區別が出来るのであります、又感受性の方面に於きましても一般的に申しますれば勿論狀態犯の方刑罰に無頓着でありますけれども時には即時犯人にして刑の執行に對して無頓着なるものあり又習慣犯人にして案外刑の執行を鋭敏に感ずることもあります、此等の事情は刑の執行上大に考慮せねばならぬ點であります、又狀態犯人間にも精細に其性質を観察し彼等が茲に至りし原因を探究しますれば其間又改善可能と見ることが出来るものあり又改善不可能者の部類に入る可きものあり、又意思弱く爲めに適法生活に堪へざるものあり、或は意思は人並以上の強固なるも社會の秩序に従ふを欲せざるものもあるものであります、此即時犯、改善可能、改善不可能の三分類は「リスト」博士に由り主張せられたるもので新派の刑事政策上の基礎であります、而して之れが執行手段としましては即時犯は短期で威嚇、嚴肅を主とし改善可能者は長期間拘束して感化を計り改善不可能者は長期拘禁して犯行不能の狀態に置かねばならぬと云ふのであります、此等刑事心理學上より來りたる研究の結果は累犯者、幼年者、精神低能者の特別取扱を要する主張となつたのであります、而も之れは大體に於ける觀察で犯人の特性は實に千種萬態であります、從て之れが對症療法としての

取扱も又千篇一律ではなりません、所謂刑罰執行上の個別取扱の勝利は斯る理由の下に改善思想の實現手段として一般に認識せられたのであります、

斯る順序で刑罰手段として犯罪人を個別的に取扱ふにはどの主義が一番良いかといふ問題が起りました、獨居拘禁制が宜いか或は雜居拘禁制が宜いか、或は累進制が宜いかといふ主義の長短は概括して申しますれば犯罪人の個別取扱に最も適切な方法が宜いといふことになつて参りました、之れ獨居拘禁制が先づ重んぜらるゝ様になりました所以であります、即ち形式の上より見ますれば監房を別異し各犯人に應じて取扱を別異する便利がありますのみならず在來獄制上の一大弊風たりし惡風感染の豫防が理想的に行はれ執行上の改善思想の實現に最も有利と認められたからであります、併し理論は必ずしも實際と一致せず之れにも種々の批難あるを免れません、此等主義の利害を詳しく述べます時間もありませんから之れは他日を期しまして最後に現在の獨逸の監獄の狀態に付き一寸御話して打切ることに致します、

犯罪個別主義の觀念から行くと、獄舎の別異といふのが先づ第一に必要なつて参ります、例へば懲役刑と禁錮刑とは區別しなければならぬ、又未決拘留の人と既決の人とは區別しなければならぬ、是は當然な主張で、犯罪の性質の違ふ所の人間と、未決拘留と既決拘留とを同一規則の下に取扱ふの

は未だ不完全で、其目的を達することが困難であるのは申す迄もありません、併し獨逸の現在は未決拘留と既決拘留に關する特別の獄舎はありません、大概日本と同様、既決囚と未決囚は同じ監獄に收容して、唯取扱を異にして居ります、又幼年犯であります之も幼年監獄がないではありません、私の見た處では全部の幼年囚を收容することが出来ませぬから、大部分は成年者と一緒に收容しまして是も別異的の取扱をして居ります、其他新刑法草案に認められたる累犯者に對する特別監獄も現在は無いのであります、之は累犯犯罪團の特種の性質より見て將來に於て最も必要のことと思ひます、次には監獄の大小も種々の關係を及ぼします、獨逸の監獄でも大小不同であります、學者が分類する所に據りますると五十人を收容し得るもの、五十より百迄、百以上のものと、外に特別監獄として五百乃至千五百内外を收容するもの、四個に大別します、一番大きいのはテューゲルに千六百二十八人を收容する監獄があります、是等の監獄に於きまして五十とか百とかいふ人間を收容する處は未決拘留の人間或は短期刑を收容する處でありまして設備尙甚しく不完全で多くは裁判所の廷丁をして看守を兼ねしめ合理的作業は跡方もない、特別監獄といふ處は兎に角行つて見ればなか／＼綺麗であります、作業の合理的設備も能く整つて居ります、併し彼地の人の説に依ると、小なる監獄は經費が少い爲めに良い監獄官吏を雇ふことが出来ない、故に軍人出あたりを使つて居る、併し大なる監獄は設備

は宜しうございますけれども、個別的待遇に於て缺くる所がある、大きくなれば形式に流れますから典獄とか上級の司獄官が一々監房を見廻つて歩くといふやうなことは不可能であります、従て改善の希望を満たす上に於て不適當たるを免れませぬ、それで現在に於ては監獄はさう大きいのも小さいのも面白くない、まあ二百人から五百人位が宜からうといふことになつて居ります。

それから獄舎の内部の組織であります、是は日本と同じ主張主義で、前に申しました特別監獄の十七の中には典獄は大概専任の人が行つて居ります、其他大監獄には監督官があります、さうして一般に平均して見ると獨逸の監獄の看守の数は大概四人二十人に付て一人(國に依つて違ひますが)平均になつて居る、最も私が奇異に感じましたのは獨逸のやうな規律的の國柄でありながら監獄の官吏に限り外の行政官見たやうに高等文官を採るのどうのといふとはない小さい監獄は區裁判所の判事が兼任して居りますし、大なる監獄は上級検事が典獄を兼任して居る、殊にプロシヤに於ては士官下士等軍人連の兼官が非常に多い、さうして監獄官吏の養成の機關も獨逸に於ては一つもない、是はどういふ譯か知りませぬが、獨逸で有名なクロネ氏の説などを見ますと、監獄の獄吏といふものは發見すべきもので養成すべきものでないといふやうなことを言つて居りますから、或は獨逸に於ける所の監獄官吏に對する觀念は之れが一種特別の職務であつて、外の行政官のやうに單に理性の點でばかり物

事を捌くよりも、人格とかいふ様な特殊のものを必要とするといふやうな點からであるか知れませぬ、尤も各支分國に由り異なりまして法律家もあれば醫師もあり宗教家もあり士官もあると云ふ有様であります只バイエルンだけは法律家に極つて居ります、要するに獨逸の獄吏は一應何かの職業に従事して大部分経験を積んだ者が監獄に入込んで來るやうになつて居つて、外の行政官廳と全然異つて居ります、併し學者の主張を見ますと、クロネ氏のやうな發見すべきもので養成すべきものでないといふやうなことも眞理があります、法律の知識なく殊に刑事心理學上の素養なきものでは到底此困難なる事業を託する譯に行かぬと申すものが多くありまして、獄吏に刑事政策上の知識を與へんが爲め初めて十年以來監獄の講習會なるものが開かれました、殊に下級官吏に對する養成等が非常にやかましく言はれて居ります、どうも矢張り今の所では各監獄官吏の養生の機關が不十分極まるもので此點だけは獨逸の監獄を見まして頗る意外に感じました、最後に拘禁の主義であります、前きの聯合會の申合せの獄則の發布を見ますと、三ヶ月を越へざるものは主として獨居拘禁を用ふるとか、或は二十五歳未満の者及び前科なき者も獨居拘禁、十八歳未満の者は三ヶ月以上拘禁する時分は官長の認可を要するといふことになつて居ります、獨居はどの位あるかといふと、右の規則に従ひ五分の四だけ收容することが出来ることになつて居ります、従て右の規則通りとすれば今少して獨居が間に合

ふやうになつて居ります、而して其他の犯人は凡て雜居拘禁であります、併し雜居拘禁の方でも夜間又は隔離を實行することを努めて居ります、尤も小さい監獄に至りますとさういふ夜間隔離の設備がないやうであります、殊に區裁判所に附置してある處の小さい監獄は今尙ほ刑期間だけ拘禁して期滿つれば放免と器械的に遣つて居る所が多いのであります、要するに獨逸の獄制は未だ發達の途中にありまして不完全の場合が多いのであります、只獨房を有する大監獄に於きましては眞面目に獨房拘禁制の効果を擧げんと努めて居ります殊に理窟に強き國柄でありますから獨房制はあらゆる理論の示す犯人の個別取扱に適合する制度であれば之れて刑執行の目的を達成せらるべきである、其效能として彼等の云ふ處に由れば獨房刑の執行は深刻で威嚇に適し、名譽階級にある犯人に對しては他の犯人と隔離するは慈善である、其他感化力、惡風不感染、自省、個別取扱、靜なる勞動強制力の感化力等何でも出来るてはないかと云ふのであります、從て雜居制ではとても駄目だと申して殆んど放任の有様であります、從て此方面の發達は殆んど見るべきものがありませぬ併し二三の典獄中には英國の累進制に對して非常の趣味を持ちまして現在の獄制の範圍内に於て獨房と雜居とを聯絡しまして不規律ながら累進制の主義を實行して居る人もあります、又學者の間にも近時次第に累進制度の効果を認め來りまして伯林のゴールドシュミット博士の如きは長期刑には是非累進制を採用せよと主張して居ります、私

の考へと致しましても元來が感化と申しますと進級を意味しまして刑罰制裁の遞減は獨立の念を生ぜしむる原因となるものであります又大なる自由は大なる誘惑と大なる義務の觀念を呼び起すものであることは争ふべからざることと思ひますれば累進制の根本思想は改善的になりました今日の刑執行にはなくてはならぬものであります、現在各國の獄制の認めて居ります囚人に對する賞罰の規定も畢竟は此思想に基くのであります、累進制度と申すも只之に一步を進むるのみで獨居拘禁、雜居即ち共同作業時代を経て假出獄進んで放免となる、更に之れと免囚保護事業との關係を密にしましたならば獄内生活と自由生活との間に横はる障害を排除し盡すことが出来るのであります、又方面を變へて囚人を改善すると云ふ根本の觀念より見ましても、古の宗教的色彩を帯びたる時代とは其意義目的を異にして居ります、今日の改善思想は犯罪人を感化して神となすと云ふのではありませぬ、今日の刑罰法は其何れの部分に於ても神學とは分離しました、今日囚人を改善すると云ふことは適法生活に絶へ得る能力を養ふと云ふのであります、獨居拘禁は犯人を神にすると云ふ宗教的の考よりしますれば或は適當かも知れませぬが、所謂世に即時犯罪人なるものが絶へざる限り如何に神の様になつても適法生活に耐ゆる意思の力なくしては又犯罪人となるの外ありません、而も此意思の力を薄弱ならしむるのが獨居拘禁の大弊でありますれば執行を獨居拘禁のみに由るの議論は到底今日の改善思想より見て是認す

ることは出来ませぬのであります、之れ適法生活の獨力を養ふ共同作業時代が刑執行上重要視せねばならぬ所以であります、要するに獨居拘禁の特長は是認しまするが之れのみにては足らぬ、獨居拘禁、共同作業、假出獄の三制度を聯結する累進制度が最も研究の價値あるものと云ふのであります。

尙最近米國には幼年者に對し不定期刑を採用し其執行には累進制を行ひ目下試験中であり又英國に於ても累進制に對する非難即ち同制度にては個別的取扱が困難と云ふ非難がありましたので更に累進制度の下に於て出來得るだけ個別取扱を重んずる新制度を採用し之も目下試験中に屬して居ります、此等の制度の内容を御話し之に對する獨逸の監獄改良家の態度等を御話せざれば演題の結末が付きませぬが餘り遅くなりましたから之れで止めます。(終)

### 資料

## 不良少年悪化の徑路

白井勇松

不良少年問題は婦人問題或は勞働者問題と共に現今世界に於ける文明國の重要問題たることは吾人の嘸々するを要せざる所にして刑事政策上、社會政策上不良少年問題が如何なる地位に在るや是亦吾人の喋々を要せざる所なり不良少年問題が我邦に於て目下政府當局に於かれて大に研究を盡くされ又學者、實際家の間に於て囂しく論究せられつゝある際に當て吾人職として治獄の任に在り而かも此不良少年を拘禁し之を處遇するの現實的地位に在る者、縦令淺學短才、身は之れ學理的研究を遂ぐるの識才乏しと雖も其職責を盡くす上に於ける努力熱誠は敢て人後に落ちざるの覺悟を以て其職に従事し居り聊たりとも其研究資料を提供し若くは不良者善化の効果を幾分にも擧げ得るに於ては自ら慰むる所ありとするものなるも非才短識未だ所期の効果を擧ぐるを得ず只慚汗背を潤ふすのみ古語に曰く「言

ふことは易く行ふことは難し」と由來惡人を善化し犯罪者を改悛せしめ非社會的人物を社會的人物に化せんとするが如きは其方法の善惡固より其根本を爲すも單に方法施設の善惡のみを以て之を律すべからず、須く之を其人に求めざるべからず斯る事は今更ら事新しく吾人の暇々するを要せざる所なるも不良少年の感化改良の如き大に此點に留意せざるべからざるは吾人實務家として經驗上特に提唱せざるべからざる所なりとす

凡そ犯罪者が犯罪を爲すに至るは多くは其時に成るにあらざして其由來する所遠し犯罪者の最初に於ける犯罪動機は那邊に起因せるやを探究せば多くは少年時代に單に一の惡戯として平然行ひつゝありし惡行爲が父兄其他の監督者の監督不完全若は單なる愛情にのみ流れて之を看過し以て益々犯罪的危險性を誘致し年齢の關係上彼等の意思薄弱而も動搖の時期にして最も他に誘惑せられ易く常に五官の奴隸となりて蕩然女色に耽溺し又は買喰、觀物之れ事として自己の將來を慮るの念乏しく或は不良兒の常たる虚言或は反撥的行爲或は少年の陥り易き模倣等に由來するに在りて固より自動的昏迷より生ずるものなれども少年が斯の如き危險を帯ぶるものたる以上其訓育は最も重きを爲さざるべからざるに事此に出でず遂に法律の罪人となり國家社會を蠱毒するの罪囚となり再び三たび法網に觸れて遂には全く改善不能の兇徒となるものあるに至るを思ふに於ては戰慄せざるを得ず谷田監獄局長の舉示せ

られたる所に依れば司法處分を受けたる我邦の犯罪少年は明治四十四年より大正二年に至る三ヶ年間の一年平均六萬九千七百八十九人にして此内刑法犯に付有罪の確定判決を受けたる者は明治四十二年より大正二年に至る一年平均九千七百七人而して之を監獄に拘禁せられたる少年受刑者の數に付て見るに右の五年間に於ける一年平均六千四百八十四人にして新受刑總人員に對する歩合を見るときは一割一分九厘に當ると云ふ常に吾人の頭腦に往來する概算としても總受刑者の十分の一は少年受刑者なるを思ひつゝあるが右監獄局長の調査舉示せられたる數に於て寔に明なるのみならず司法省最近の監獄統計年報即ち第十六監獄統計年報に依るも之を證明し得て餘あり同年報に依り最近大正三年に於ける新受刑者の數を擧ぐれば總人員四萬五千二百三十九人にして此内十八歳未滿の者二千四百七十三人二十歳未滿の者二千八百四十四人此兩者を合算せば五千三百七十七人にして新受刑者總人員に對し一割一分七厘に當れり尙ほ大正二年の數を擧ぐれば新受刑者總人員五萬千六百六十八人にして此内十八歳未滿の者二千八百六十八人二十歳未滿の者三千二百八十五人此兩者を合算せば六千九百九十一人にして新受刑者總人員に對し一割一分八厘に當れり、何事にも同化し易き少年時代の訓育が重要にして又不良少年の改善、少年犯罪の鎮壓の急務なること敢て多言を要せざるなり

不良少年が如何にして惡化するか其徑路を知ること寔に必要なりとす吾人は之を述ぶるに先ちて我が





鐵道妨害 (十七歲  
十八歲)

一一一

(十八) 模倣より來れるもの  
強盜 (十六歲)

一一

少年が犯罪に陥る原因否な少年が悪化する原因に付ては本人の心的關係、體的状态即ち性質、遺傳關係、理性發達の程度、身體の健否、不具癡疾等の關係が至大の關係を爲すは勿論なるも生育、家庭の狀態、職業、教育、宗教其他境遇に於ける各般の關係が重要な原因を爲すものにして少年の常として意思の薄弱なるは大なる關係を有し又最も重大なる關係を有するは發情期の精神刺激にして其他浮浪性の衝動、虚言の悪習慣、少年時の憤怒性、感情強烈、嫉妬、惡戯本能、少年時の誇大空想性、模倣性虛榮心等にして意思の薄弱は遊惰に流れ放逸に趨き境遇の變化を計らんとして意外の結果を惹起す少年は未だ理性の發達充分ならざるを以て抑制の念頗る乏しく家庭が極めて貧困なる結果食物を充分に攝取すること能はざるときは飢餓に迫て盜を爲すに至り而して此關係が一種の習癖となるに至る

兩親若くは一方の親或は祖父母等に不良行爲を爲すものあれば其子孫に不良少年の出づるは事實に於て往々認むる所にして一は境遇の關係あるべしと雖も又一には遺傳の關係あるを疑ふべきものあり川越分監拘禁少年受刑者の總數に對する百分の十一は直系又は傍系親族に犯罪あるものにして此等は遺傳に基く系統的犯罪者たるを察するに足るべし即ち總數三百四十人の内親族に前科ある者三十五人にして其内二十八人は竊盜なり今其竊盜犯前科ある親族を分類すれば

- 父に前科あるもの 一五
- 母に前科あるもの 三
- 祖父に前科あるもの 二
- 兄に前科あるもの 五
- 伯叔父母に前科あるもの 一
- 従兄弟に前科あるもの 二八

資

料

遺傳より來れる犯罪者を改善するには醫學上より、心理學上より又犯罪學上より將た又實驗上より之れが個性を研究して適切な矯治方法を發見し以て根治の道を盡くさるべからず

生育不完全なれば不健全なる發達の結果を見るべきは當然なり生れて父母を喪ひ或は幼にして父母又は其一方に別るゝが如きは既に人生の大なる不幸にして父母の慈愛温情を解するの機會を有せざるは眞に人生の悲痛事なり或人が東京市の養育院を參觀したる際或る孤兒に父母は如何にせしやと問ひしに其孤兒の答に曰く「私には未だ父母は無い過日私の仲間の一人には父母が出來たるも私は未だ齡が少いから父母は出來ぬ」と此無心の一語以て人生の悲痛事を語るにあらずや固より兩親の膝下に養育せられたる者必しも悉く完全なりとは言ふべからず又兩親を喪ひて幼より他人の手に生育せし者必しも不良なりとは限らざるも一般的に之を考察するに兩親の愛育を受けざりし者若くは其撫育を受くること極めて短かりし者は比較的不良の結果を見ること多きは事實なり即ち不良者は斯の如き不完全生

育者に多く産出するは事實なりとす果して然らば生育の完否は直接に發達の良否に係り發達の良否は社會に於ける生存の適、不適の分岐點となるべし少年期に於て既に不適者として落伍し受刑の身となりたる少年犯罪者の生育は果して如何なる状態に在るか、川越分監少年受刑者三百四十人中實父母の手に生育せしもの百分の五六、父母の一方若くは實父母以外の尊屬親の手に於て生育せしもの百分の三六、親族、他人、養育院等にて生育せしもの百分の八を算す而して兩親の存否等に於て之を見るに父母共存者百分の四七、兩親なき者百分の一四、父母の一方なき者百分の三九にして兩親なき者及父母の一方なき者を通じて百分の五三に當る是に由て之を觀れば少年受刑者の兩親共存せざるもの過半数にして犯罪少年には如何に不幸兒の多きかを推知するに足らん幼少にして兩親の膝下に愛育を受けざる者は世の荒き風波に醜弄せられつゝ悲惨にも遂に落伍するに至るものと謂ふを得べし而して其兩親の手に養育を受けたる者に就ても一度其家庭の状態若くは父母等の人格品性等に想到するときは兩親としての資格に多くの缺陷あること尠からず要するに生育の不良なるもの、多數は不良なる發達を爲し罪惡に陥り易きは疑を容れざるなり

不健全なる家庭に不良の分子の産出せらるゝは當然にして家庭の不圓滿或は親子の情愛薄き爲め子は外出を好むに至り放浪の身となるは蓋し已むを得ざるの狀勢なるべし家庭の職業が直に以て犯罪の原因となるべき場合は少かるべきも間接には極めて有力なる緣因を爲すべきものあるを思はしむ殊に少年に於ては家庭父兄の職業が子女の監督教養上に及ぼす影響の一層大なるを見る藝妓屋、待合、料理店、遊女屋或は居酒屋等の如き職業は如何に兒童に不良の影響を及ぼすか思ひ半に過ぐるものあらん若し夫れ生計の貧富と犯罪との關係に至ては更に密接なるものあるは既に動かすべからざる實驗なり屋外的稼業に従事する父兄の下に在る兒童に比較的犯罪者の多きを見るは要するに父兄の監督教養が常に放任にして行届かざるに因るものなるべし少年受刑者は貧困にして賤しき職業に従事する家庭より多く産出することは確乎たるの事實なり貧賤なる家庭なるが故に教養意に任せず監督は放任となり且つ幼にして早く出稼奉公に遣はし一旦誤るも速に救済する方法を講ぜず之を等閑に付するより遂に純然たる不良少年と化し去るに至る下層社會は一般に犯罪の巢窟なりと言はるゝが如く不良少年の大多數も亦下層社會より産出するは蓋し當然にして其理一なり下層社會の改良、社會暗黒面の革新は實に社會政策上の急務なりとす

料

資

教育の盛衰は國の文野を卜すべき標柱となり教育の振否は犯罪の消長に至大の關係を有す教育の盛衰、文物の興廢に依り犯罪態様に自然の變化あるは免かる能はざる所なるも教育の發達、隆盛を見るに拘らず犯罪者の減少せざるを見て以て直に教育は犯罪を減少せしむるの力なしと斷ずるが如きとあり

若くは教育あるが爲めに却て犯罪に陥るもの多きを致すの傾向ありと速断するものあらば這は單に半面皮相の瞥見謬断にして他面複雑の犯因事情を探究せざるに坐するものなり吾人の實驗する所に依れば教育なき者若くは不完全教育者に犯罪多くして完全の教育を受けたる者には犯罪者甚だ少きを認む教育の發達隆盛と共に文物制度の進歩は勿論物質的の各種の開化は長足の進歩を爲し生存競争益々劇甚となり競争場裡に不適落伍者を出さざるべからざる四圍の事情の激増度合は完全なる教育普及の度合より一層急劇なるが爲に年々歳々新たなる方面に犯罪者を生じ又は累犯者を出すの已むを得ざる關係頗る多きは識者の認むる所にして若し夫れ物質競争場裡の形勢が今日の如くなるに教育方面の力を閑却して之を放置せんか劣惡非道の犯罪者は更らに一層増加し其底止する所を知らざるべし少年犯罪者も亦此理に洩れず其大多數は不完全教育者若くは無教育者なるを知る川越分監拘禁少年受刑者に就て見るに不就學者は百分の九・八義務教育未了者は百分の五・八・二を占め義務教育を了せし者は百分の三一・八にして全國學齡兒童の就學歩合は平均百分の九八・二三なるの盛況を示すにも拘はらず少年受刑者は如上の狀況なり全國に於ける形式上の就學歩合は成績甚だ可なるに似たるも就學の狀態、普通教育の督勵は其實際に於て未だ緩漫不成績なるものあるを窺知するを得ると共に未だ如何に國民教育が下層社會に普及せざるかを推知するに足るべし

## 資

奉教心は道義の源泉にして朝夕神佛を崇敬し其獨りを慎むことは信仰生活の本領なり而して亦道德生活の要領なり縱令誤れる奉教心若くは迷へる奉教心なりとするも苟くも奉教心ありとせば神佛の照覽に對し獨を慎むの念幾分かはあり得る筈にして奉教心を有する者は奉教心なき者に比して其行狀も亦善良なるの理なり犯罪者の多くは奉教心の乏しきものなり少年受刑者に於ては殊に然りとす川越分監拘禁少年受刑者中自己の家に於ける宗門を知らざる者總人員に對し三分の一以上の多數を占む之れ多くは家庭に宗教觀念の無き爲めにあらざるなしか即ち宗教に對する思念薄き彼等の父兄は自家の宗門を知らず宗教の何たるやを知らず從て兒童は尙ほ更之を知らざるものなるべし兎に角犯罪者の多くは無宗教のものなり彼等の多くは堅實なる信念なく宗教思想なきこと事實なり少年犯罪者の少數は奉教心を有するも此奉教心は多く祈禱的、物質的にして隨て無理想のものなり信教の本領を失したる迷信が寧ろ却て種々の害惡を醸成するは勿論なるも神佛の照覽に對して獨を慎むの上に立てる信仰なりとせば不正行爲は慎む筈なり奉教心を有する者の行狀は奉教心を有せざる者に比し善良なるは事實の證明する所なりとす然るに無宗教者の多きは一は宗門布教者の罪にして一は家庭に於ける保護者に宗教心の缺如せる罪なりと謂ふべし

## 料

各種の少年に於ける遊惰放逸は發情期に於て著しく其數を増加す此年齢の時期は人生の危險時代にし

て學校生活を爲すものに在りては學校を厭ひ、戸内に在る者は戶外生活を好み獄舎に拘禁せらるゝ少年者に在りても自然に親む監外の農業の如きに一層の興味を感じ脱走の如き亦此時機に於ける一の衝動として見るべきあり而して一家に於ては貧困或は窮屈なる家庭に對する本能的反抗として現はることあり日常慣熟せる境遇は甚だ無味乾燥の感に満たされ抑制し難きの傾向次第に増長し時としては漫然脱出し去りて遊牧的生活を樂まんとする一種の脱走癖を生ずることあり又少年の浮浪的性情は或る機會に於て粗野なる生活に於ける絶對自由の状態を憧憬し殆んど盲目的に衝動することあり此種の衝動現出は嚴密に之を解せば其少年が境遇に應じ其性質を順應せしむるの力なきを示すものとせざるべからず故に家庭に於ける管理監督が一度機宜を失せんか少年各種の犯罪殊に窃盜に陥るの危険は甚大なるものあり所謂浮浪少年は身體及び精神上の發達阻害又は變質の結果より來るものありと雖も多くは他の誘因的衝動より仕事を嫌忌し職業を定めず一定の場所に居るを好まず浮浪以て生活を送るの徒なり我主管の浦和監獄川越分監拘禁少年受刑者に就いて調査せる結果に見るに總人員の三分の一強は浮浪の境遇に於て犯罪せるものにして實に少年犯罪者中最多の數を占む此境遇の者は年々其比例の高まるを見る其内最も多きは奉公先より浮浪せるものにして之に次では家庭より脱出して浮浪するに至りたるもの多きを占む或は親族の許より浮浪し或は保護所より脱出浮浪するに至れるものあり奉公

問題即ち職業見習奉公の如きが少年犯罪者と大關係を有するは社會政策上看過すべからざる問題にして宜しく保護者たるものは適當の主人と適當の職業を選びて少年者一生の計を立つべく雇傭主は宜しく保護監督の責任を考へ善良なる保護者の注意を以て彼等を指導すべきなり

少年者の多くは空想に耽り絶大の理想を描き若くは誇大倨傲に奔り徒らに細事に拘泥するを耻ぢ若くは一躍昇天の快舉を夢み或は一攫千金の事案を描き或は空名に馳せ實際的の穩健著實なる想は兎角心理に浮まず實利的の訓言は却て之を喜ばず單に誇大空想に耽りて其時機を失し其途を誤り遂に犯罪の岐路に彷徨するもの尠からず失職と浮浪多くは之に原因し遊惰放逸亦此に存するもの多し少年の空想は實に身を誤るの大なるものなり概して兒童時期に於ては盛に想像に耽り種々荒唐無稽の陳述を爲すを樂むの風あるものなり虚偽は何事も認容し難しと雖も最悪なる虚偽は私慾の爲めに行ふ虚偽なりとす此種の虚偽は種々なる困難の場合に利便を與へ少年者をして其弱點と罪惡とを隠蔽し易からしむるものにして又一面には實に少年の甚だ陥り易く而かも矯正し難き惡事なり一時脱れの詐言的惡習慣は人をして救ふべからざる隠蔽の虚偽に陥らしむるの素因を爲すものなり自衛の爲めにする私利的虚偽に次ぎ少年犯罪の研究上特に注意すべきものを詐欺狂とも稱すべき種類の虚偽なりとす近時の不良少年には此種の者甚だ尠からざるを認む(未完)

統計

在監人の疾患に就て(承前)

二階堂保則

二 入監後の罹病者附監獄の死亡者

次に入監後の罹病者即ち入監後の發病者の狀況は如何、本來の監獄衛生に就て概説を試みようと思ひます

各性年末在監人員千人に付罹病者 (携帶乳兒、分娩兒を含む)

病類別	男					女				
	四二年	四三年	四四年	四五、一年	以上四年平均	四二年	四三年	四四年	四五、一年	以上四年平均
總數	一七九七・四	一七六九	一七六七	一七五〇・四	一七三三・二	一三七七・四	一〇三三・九	一七六六・二	一七六〇・〇	一五九三・三
一、腸チフス	〇・三	一・七	三・三	〇・三	〇・五	—	〇・三	—	—	〇・三
二、マラリア	二・三	八・二	八・〇	七・六	七・六	三・一	三・九	三・九	三・四	四・七

統計

病類別	男					女				
	四二年	四三年	四四年	四五、一年	以上四年平均	四二年	四三年	四四年	四五、一年	以上四年平均
三、流行性感冒	八三六九	六・三	三〇九九	八・〇	五・六	四四四八	三〇三三	五二三四	四・三	三〇・七
四、肺結核	三三六	八・四	八・七	一一・三	七・九	一八八	三・七	三七〇	三・八	三・四
五、其他の結核	一・三	一・四	一・六	一・五	一・三	一・五	〇・八	一・七	一・三	一・三
六、癩	〇・五	〇・五	〇・四	〇・七	〇・五	—	—	—	—	—
七、癩毒	一・三	一・六	一・六	一・八	一・五	—	—	—	—	—
八、淋毒	一四・六	二・九	二・三	二・八	二・七	一六七	一・九	一三三	一・八	一・五
九、軟性下疳	二・五	二・九	一・九	二・四	二・二	四・九	二・七	三・三	三・〇	三・七
一〇、其他の花柳病	一・六	二・三	一・〇	三・九	四・六	〇・七	一・三	一・九	一・七	一・七
一一、ロイマチス	四九・四	五・二	五・一	五・九	五・八	〇・七	一・四	一・九	〇・三	〇・三
一二、スコルブ	〇・六	〇・三	〇・八	一・〇	〇・六	—	—	—	—	—
一三、貧血及萎黄	九・四	五・九	六・七	五・三	六・八	五・八	六・三	三・九	五・三	五・三
一四、其他の營養變調の疾患	八・四	八・五	一〇・七	五・三	八・四	一四・九	二・〇	五・四	三・八	九・八
一五、脚氣	四・四	四・〇	四・七	六・七	四・九	二・〇	四・六	四・七	四・〇	四・〇
一六、瘧	〇・五	〇・三	〇・二	〇・三	〇・三	—	—	—	—	—
一七、其他の悪性腫瘍	〇・三	〇・三	〇・二	〇・三	〇・三	〇・四	〇・七	〇・七	〇・七	〇・七
一八、寄生蟲病	一・三	二・六	三・三	二・五	二・八	一・〇	〇・九	〇・七	一・七	〇・三
一九、其他の傳染病	〇・七	〇・三	〇・三	〇・四	〇・四	—	—	—	—	—
二〇、神經衰弱	二二・四	二四・七	三二・一	二六・七	二二・八	二四・六	三二・一	三二・四	二四・七	二九・七

	四二年	四三年	四四年	四五一年	以上四年平均	四二年	四三年	四四年	四五一年	以上四年平均
三、神經痛	三三六	三三〇三	三三〇三	三九九	三三三二	三五六	三三二	三六五	三〇〇	三六三
三、精神病	一六六	一七七	二四九	二四〇	二〇七	一八八	五二五	六二七	三〇	四四七
三、ヒステリー	〇四二	〇六四	〇四〇	〇八一	〇六八	四六六	四六〇	四六〇	四〇五	四二〇
三、腦脊髓病	三三七八	三三〇四	三三〇三	三三〇三	三三〇三	三三〇三	三三〇三	三三〇三	三三〇三	三三〇三
三、其他の神經系病	一五五八	一七六一	一七七三	九七九	一五三九	一五三九	一五三九	一五三九	一五三九	一五三九
三、夜盲症	二二六	二四〇三	〇〇七	四六二	二二七八	四四	四六	六二七	四四	五八一
三、トラホーム	一七四八	一六七七	二六八	九六二	一四二二	一四二二	一四二二	一四二二	一四二二	一四二二
三、其他の眼病	六〇六〇	七七五五	七九三三	七九三三	七三六八	四九〇九	四九〇九	四九〇九	四九〇九	四九〇九
三、耳病	一五五	九三三	九〇六	一〇一三	一〇〇八	一〇一三	一〇一三	一〇一三	一〇一三	一〇一三
三、心臓病	六三三	八七三	八三三	八三三	七九四	四四七	八八三	九二二	七三三	七三三
三、其他の血行器病	〇四七	〇八九	一三三	〇六〇	〇八八	一八	〇四	二六	一三	一四〇
三、鼻及喉頭病	四七六	四八四	六七五	三三〇五	九三六六	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
三、氣管支炎	五八〇	六六〇	六八九	七〇七	六三三	四四九	四四九	四四九	四四九	四四九
三、肺病	七二五	二六九	三三九	二二二	二〇九	一六五	一七一	一四三	一〇七	一〇七
三、肋膜炎	八四九	一〇一九	八七二	八三三	八九七	五四二	六九七	八三六	七三三	六八七
三、其他の呼吸器病	二八八一	二四三七	二五三四	一九七九	二七九九	一〇一〇	一〇一〇	一〇一〇	一〇一〇	一〇一〇

男

女

続

計

三、齒疾患	三三九	三六〇	三六五	三三七	三三三	三〇三	二八九	三九九	四三六	三九〇
三、口腔及咽頭病	四五六	五六一	六三三	四九九	四八三	一八二	三四八	三四八	三四八	三四八
三、胃病	三四五	三二〇	三三七	二二六	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
三、腸カタル	二〇二	一八七	一七六	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
三、其他の腸病	九七六	一七九	二七五	一九七	二〇四	二〇四	二〇四	二〇四	二〇四	二〇四
三、腹膜炎	一〇四	一六	一三	八二	〇九	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七
三、痔疾	三七一	五五〇	三六八	四三三	三三〇	二七四	二七四	二七四	二七四	二七四
三、肝臓病	一〇〇	一四	一七	二〇	〇四	〇四	〇四	〇四	〇四	〇四
三、腎臓炎	三〇一	三三八	三七九	四四一	五八八	五八八	五八八	五八八	五八八	五八八
三、其他の泌尿器病	五九八	六二〇	五八七	八八一	六八四	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二
三、生殖器病	四九三	六〇七	六四二	六八〇	六三三	四八七	四八七	四八七	四八七	四八七
三、分娩及産後の疾患	四六七	四六六	三八七	四一七	四一四	一七九	一七九	一八〇	一八〇	一八〇
三、結核及皮下病	四六七	四六六	三八七	四一七	四一四	一七九	一七九	一八〇	一八〇	一八〇
三、其他の皮膚病	四六七	四六六	三八七	四一七	四一四	一七九	一七九	一八〇	一八〇	一八〇
三、運動器の疾	二二二	一〇一〇	一〇一〇	一〇一〇	一〇一〇	七二九	七二九	七二九	七二九	七二九
三、自殺	〇一〇	〇一六	〇一〇	〇一六	〇一六	一四	一四	一四	一四	一四
三、中傷	〇一六	〇一六	〇一六	〇一六	〇一六	一四	一四	一四	一四	一四
三、外傷	二二二	一〇一〇	一〇一〇	一〇一〇	一〇一〇	七二九	七二九	七二九	七二九	七二九

此表(講演時には是も亦描畫圖と爲したり)は各年の年末在監現員の千に對する一ケ年間の發病者、但し入監時の罹病者を除いた、それがどういふ状態にあるかといふことを見たのであります、此數に由りて何が見ゆるかといふと、在監人が監獄生活に因りて、如何に健康を障害するか、如何なる點が最も強く在監人の健康を障害するかといふことを見るの料に供せられます、併し是も事實に於ては仲々疑はしい點などがあつて、又各年毎に多少の齟齬した所もありますが、大體に入監時の罹病者に比すれば、同じ過誤でも其過誤の程度が少いやうに思ひます、尤もそれはそうなくてはならぬ筈でありまことは入監時の罹病者は健康診斷の結果發見したのであるから診斷の精粗が非常の關係を有つが是在監者の訴へによりて診斷するものであるから同じ罹病數でも全く其性質が異なるのであります、それて此數を見ますと、明治四十二年の年末在監現員の總數百に對する一ケ年間の罹病者がどれだけあるか、一回罹病した者を一として、一人が若し二回罹病したならばそれを二として、幾何になつたかといふと男女の總數が一六七・八七、其次の四十三年は一七五・二九、其差たるや誠に少なふございませぬ、又其次の四十四年は一七六・〇七、是亦僅しか差がありませぬ、最も近い四十五年大正元年是少しく差がありました、併し一七二・九三で、其差たるや僅かに三若くは四で目立つほどではありませぬ、

併し是は男女の總數でありまして、之を男女に別ち又年齢別にして見ますと大分の違ひがある、即ち男は四十二年には一七九・七四、其翌年の四十三年は一七六・一九、次の四十四年が一七六・一七、四十五年大正元年は一七二・六四といふやうに、男には餘り大差がありませぬが、女になると餘程の差がある、即ち四十二年が一三三・七四、四十三年は一六〇・二九、四十四年は一七六・五二、四十五年大正元年が一五八・二〇、此男女を四十二年四十三年を一つに纏めて、四十四年四十五年大正元年を又一つに纏めて計算すると、男に於ては初めの二年が多くて後の二年が少くない、然るに女に於ては初めの二年が少くて後の二年が多いといふやうな奇なる現象が見るのであります、併しながら大體に於ては此平均は餘り大きな開きのないものから出來て居る平均でありますから大した過誤のないものと思ふ、此女の各年の數に多少の差がありますのは、女の在監人員が少なくて、男の在監人は非常に多いので比較にならない少數でありますから従つて其動きが大きく現はれるのでないかと思ふ。

併て此描畫圖(圖は無さも言だけは存し置く)を描きながら私は一種技術上覺るところがあつたやうに感じましたから、それを一寸申します、大體に此圖の結構は亡くなられたフタベストのキヨロシー先生の種痘の研究から模倣したのであります、同書の巻頭に在る圖は主として材料を瑞典から取られて、種痘發明前後の痘瘡の數を百十年間列記せられたものでありまして、其非常に多い數と非常に少ない

數とを駢列する場合のよい例でありまして立てた面の頭を倒すといふ仕方をしてありました、それを模倣して見ましたところが、餘り複雑になつて來まして、度盛りの線を引く場合に躊躇して考へました、どうしたら茲に描きたる面を能く現はすとが出来るか、若し此面の上から度盛りの線を引けば何も譯はないのでありますが、それでは一層複雑の度を増す虞がある、それで度盛りの線を下をくゞらせて見た、さうすると面を浮かすといふ心持ちがして何程かは著明に現はれたやうです。(未完)

### 大正四年十一月中入出監並月末在監人員

越員	入	出	監	現	員	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較
						現在	現在		
受刑者	五三、三九〇	四、九八二	六、五一六	五一、八五六	五三、三九〇	五〇、四七一	△一、五三四	一、三八五	
刑事被告人	四、一一七	三、八一八	四、三九五	三、五四〇	四、一一七	三、七五六	△、五七七	二一六	
勞役場留置者	一、〇一九	九九九	一、一〇二	九一六	一、〇一九	一、一三六	△、〇三六	二二〇	
乳	五〇	二九	三一	四八	五〇	六一	△、一一五	一、〇七一	
總計	男 五六、〇九八	九、〇一一	一一、一二六	五三、九八三	五六、〇九八	五三、九一二	△、二、一一五	一、〇七一	
	女 二、四七八	八一七	九一八	二、三七七	二、四七八	二、五二二	△、〇一四	一、三五五	
計	五八、五七六	九、八二八	一二、〇四四	五六、三六〇	五八、五七六	五五、四二四	△、二、二二六	九三六	

備考 内朝鮮人受刑者男一六人、刑事被告人男一人アリ

### 本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

支那	英吉利	北美合衆國	露西亞	獨逸	西班牙	總計
受刑者	三〇	二	二	一	一	三八
刑事被告人	一	一	一	一	一	五
勞役場留置者	一	一	一	一	一	五
乳	一	一	一	一	一	五
兒	一	一	一	一	一	五
合計	三八	一	一	一	一	四二

### 大正四年十一月末在監者人員表

監獄別	受刑者	刑事被告人	勞役場留置者	乳	兒	合計
東京	男 一、三三三	女 四二	男 四七	女 三	男 一	一、三九〇
豐多摩	男 一、三三三	女 四二	男 四七	女 三	男 一	一、三九〇
栗原	男 一、三三三	女 四二	男 四七	女 三	男 一	一、三九〇
橫濱	男 一、三三三	女 四二	男 四七	女 三	男 一	一、三九〇
浦和	男 一、三三三	女 四二	男 四七	女 三	男 一	一、三九〇
合計	男 五、〇〇〇	女 一六六	男 一八八	女 一五	男 五	五、二七四





強盜	二、八四八	一六	二、八六四	二、九〇七	三、〇四一	四三	一七七
賭博及乞富	二、六八九	八五	二、七七四	三、一二八	三、〇一九	三五四	二四五
詐欺及乞恐喝	六、一七六	一四六	六、三二二	六、五二四	六、〇〇三	二〇二	三一九
積領	二、三四五	五〇	二、三九五	二、四八七	二、一三三	九二	二六二
贓物ニ關ス	五七二	三八	六一〇	六〇四	五七七	六	三三
毀棄及隠匿	三四	一	三四	四四	四九	一〇	一五
通貨偽造	二〇九	二	二一一	二〇三	一九七	八	一四
文書、有價證券偽造	一、三九二	三一	一、四二三	一、四二二	一、二六〇	一一	一六三
印章偽造	五四	二	五六	四八	四七	八	九
偽證及ヒ報告	九四	二	九四	九四	一〇八	一	一四
預裝糞滓及ヒ重婚	八六	一	八六	八七	六〇	一	二六
傷害	三四一	二〇	三六一	三八六	三八二	二五	二一
殺人	一、五三三	四一	一、五七四	一、六〇〇	一、四五二	二六	一一二
嬰兒殺	二、三七八	二一〇	二、五八八	二、五八六	二、六三一	二六	四三
逮捕及ヒ監禁	五三	一五六	二〇九	二〇三	二一三	六	四
逃亡及ヒ監禁	一七	四	二一	一七	一八	四	三
公務執行妨害	二八	七六	一〇四	一〇四	一一七	一〇	一三
逃走、犯人藏匿及ヒ罪隠滅	四七	一	四七	四八	五一	一	四
放火	三五	一	三五	三三	三八	二	三
居住ヲ侵ス	六九	一	六九	四六	三五	二	三
住居ヲ侵ス	一、三七二	二八二	一、六五四	一、六一四	一、七七〇	四〇	一一六
住居ヲ侵ス	一八六	一	一八六	二〇二	一三五	一六	五一

統

鳴取、及ヒ勝棚	九一	二	九三	九五	九五	二	二
其 他	二二一	一九	二四〇	二二七	一六四	一三	七六
計	四九、一六五	二、〇一五	五一、一八〇	五二、七一一	四九、九三一	二、五三七	一、二四九
陸海軍刑法	五二	一	五二	五六	五〇	四	二
森林法	一八二	一	一八二	一八四	一六二	二	二〇
兵 令	二一	一	二一	二〇	一八	一	二
郵便及電信法	三三	一	三三	三七	四〇	四	三
其 他	一八八	一	一八九	一五二	七九	三	一〇
警察犯處罰令	一〇八	七一	一七九	二一一	一五七	三二	二二
廳府縣令及ヒ警察令	三	一七	二〇	一一	三四	七	一四
計	五八七	八九	六七六	六七三	五四〇	三	一三六
總 計	四九、七五二	二、一〇四	五一、八五六	五三、三九〇	五〇、四七一	一、五三四	一、三八五

監獄在監受刑者恩赦人員調

内 譯

恩赦ヲ受ケタル者ノ總實人員 四萬三千七百十四人

有 期 刑 者 四萬三千四百九十七人

禁 錮 刑 者 百三十人

無 期 刑 者 七十八人

死刑ノ宣告ヲ受ケタル者 十三人

恩赦ヲ受ケタル者ノ總實人員 一萬五十二人(内禁錮刑三名アリ)

恩赦ヲ受ケタル者ノ總實人員 四萬三千七百十四人

死刑ノ宣告ヲ受ケタル者 十三人

一萬五十二人(内禁錮刑三名アリ)

内譯

勅令第六條ニ該ル者(特種犯罪者) 六百二十六人  
 勅令第七條ニ該ル者(大正元年、大正三年ノ恩赦ヲ受ケタル再入監者) 九千三百十五人(内禁錮囚三名アリ)  
 勅令第一條但書ニ該ル者(刑ノ執行ヲ遅ル、者) 一人  
 刑ノ執行半途ニシテ逃走シタル者 五人  
 訓令第十五號ニ該ル者(公布ノ日刑期終了者) 百五人

恩赦人員比較表

(大正三年ノ恩赦人員ト大正四年ノ恩赦人員ニ付) △印ハ未嘗

恩赦ヲ受ケタル者

捕

要

大正四年勅令第二百  
五號ニ因ル恩赦人員  
四三、七一四

大正三年勅令第百四  
號ニ因ル恩赦人員  
四九、五四二

大正三年ニ比シ増減  
△ 五、八二八

内譯

有

期

刑

者

四三、四九七  
七八

四九、一二五  
四〇二

△ 五、六二八  
△ 三二四

無

期

刑

者

一三〇

三二

九八

禁

錮

刑

者

一三

三

一〇

死刑ノ宣告ヲ受ケタル者

備考 一、本表中△印ハ大正四年ノ恩赦人員カ大正三年ノ恩赦人員ニ比シ減少シタル數ナリ  
 二、本表ノ内譯人員ノ合計カ總實人員ニ符合セサルハ有期刑ノ人員中禁錮刑又ハ無期刑ヲ有スル者アリテ重複スルニ因ル

恩赦ヲ受ケタル者

捕

要

大正四年ノ恩赦ヲ  
受ケタル者

大正三年ノ恩赦ヲ  
受ケタル者

大正三年ニ比シ増減

恩赦ヲ受ケタル總實人員

一〇、〇五二

二、二〇二

七、八四〇

内譯

勅令第六條ニ該ル者(特種犯罪者) 六二六  
 勅令第七條ニ該ル者(大正元年、大正三年ノ恩赦ヲ受ケタル再入監者) 九三二五  
 勅令第一條但書ニ該ル者(刑ノ執行ヲ遅ル、者) 一  
 刑ノ執行半途ニシテ逃走シタル者 五

一〇五  
一五

一四〇三  
三

七、九二二  
一一

備考 一、本表中△印ハ大正四年ノ恩赦ヲ受ケタル者ノ人員カ大正三年ノ恩赦ヲ受ケタル者ノ人員ニ比シ減少シタル數ナリ  
 訓令第十五號ニ該ル者(公布ノ日刑期終了者) 一〇五

恩典出獄者釋放人員月別調

小	東	豐	栗	橫	浦	前	千	水
菅	京	原	鴨	濱	和	橋	葉	戸
多								
大正四年十一月								
大正四年十二月								
大正五年一月								
大正五年二月								
大正五年三月								
大正五年四月								
計								

總綱十榊札函沖鹿宮熊佐大福長三高松高德松山廣

兒

計走勝戶鏡館總島崎本賀分岡崎池知山松島江口島

三、七〇七 三七七 一三三 五九〇 七四三 三三八 三三〇 三三三 一一九 九四九 四四九 一一二 六七一 四八一 五八八 一一四

五、二六一 一五三 三九二 一四八 七七二 二四八 八三〇 五九〇 五九九 四三三 一九四 一四五 一四三 九三三 四六六 一一四 一四〇

四、〇七八 一五九 四九九 一二四 五九一 一六八 七五〇 三七七 四八八 三三九 一四一 八二六 五四九 六八八 四四五 九六六 七二二 一一三

三、二二七 一七一 三〇三 一三三 九三三 二八二 二七五 五八二 二五三 三三四 三三二 四四五 一三八 八五〇 四九一 一〇四 八三三 五八八 三八八 七五五 八〇八 八七

二、六九九 六一 二一九 七九八 四三三 二二二 三三五 二〇四 三三三 二二八 一一六 二二六 一〇九 一〇四 四二二 三六三 二九九 三三三 六二二 五九九 六九九

二、二六一 一五 三一 一七 四九 二二 一五 二九 一七 二八 二四 二九 八九 五四 四八 三三 三九 四一 三八 四七

二、一三三 六五 二〇三 六三 六〇五 二八九 一一五 三五七 二〇〇 二二六 二一七 八〇七 五五一 五三 三二二 五〇五 三三〇 二四二 四八六 四二一 五八〇

興神和奈大京秋山青盛宮福新金岐膳安名靜甲長宇

歌

遠古

都

山戶山真阪都田形森岡城島湯澤阜所津屋岡府野宮

八七七 二七四 九三三 五七三 四二五 二六四 五〇八 八五二 七二二 二八四 四四一 一五〇 七五五 一〇一 六五

一七五 二一四 八二二 一一六 三九九 一五五 六七七 四九四 四四八 八四七 八四一 一一九 四四一 五〇一 七一 二一六 一〇一 七五 一二四 七二

一一三 一八八 六七九 三二四 一二四 四七四 四三三 三三三 六八三 五三三 六三三 八〇〇 五〇四 四四一 五三三 一六〇 八五五 五四 八三 五五

七四 二二六 五〇六 二二五 一〇三 四九三 三六二 二八二 二八四 四四三 四八四 七九三 三三三 三三三 一八八 五六 三四 七四 四三

七六 一〇五 四九 六六 一八六 八〇 三八 三六 二〇 二一 三七 四八 四九 五七 二二 三三 一六一 五五 五六 五五 四〇

四三 七七 三八 五二 一四八 六五 三〇 三五 一五 三三 二七 三四 三五 五八 三〇 四四 一〇一 二七 二九 五五 三四

五七〇 八八七 三五八 四七七 一、五三六 六二〇 二八八 二六九 一八〇 一八六 三一四 二九八 三六四 四六五 二〇九 二七五 九七六 二七九 四九二 三〇九





林 說

○傳の法則と環境 (上略)世人は教育及訓練の効果が遺傳しないと云ふことを聞いたなら定めり驚くことであらう又若し是が事實であるとすれば種族を改良する望の綱は永遠に切れたと悲観するかも知れませんが、能々考へて見れば廣く云ふ教育即ち家庭教育、職業が興へる教育、國民教育及世界教育の結果が若し實際に遺傳するとしたら人類に對して抱く希望は忽ち消滅することになる是を事實上証明するものは人類の全體が現在あるよりも一層悪くならなかつたといふ事實である即ち斯くの如く、淺き世にも道德、人道又は眞理正義を受する心が猶存するとは寧ろ意外の事實である

過去人類の歴史を閲する時は種々の人種國民及び種族間に絶えず競争があつたことを知るであらう此の絶えざる競争こそは下等動物界に於ける自然淘汰にも劣らぬ峻烈なる淘汰の過程となつたのである此の如き競争の結果として體力の最も強い者が最巧者に武器を使用する者が最も争闘に適するやうに團結した人種なり種族なりが生存する而して比較的弱い者劣等の者は絶滅の悲運に逢着するか又は征服者の奴隸となるのであります併し幸にして勝者の地位に立つた種族とても永遠に勝利の夢を食つては居られな

林

林

頭蓋に凝つて出て曲非は流れて玉座を環り玉座を侵す」この句を讀すれば何人も悚然たらざるを得ないであらう當時にあつては言論の自由は素より思想の自由さへも到る所無理と認められてゐた爰に於て眞理を受する心が如何にして人類の理想として今日に殘存したかと云ふ疑問が起る以上述べた如き恐怖を免れる爲めに自分ある人も善良なる人も學識ある人も温順なる人も均し僧院なり尼寺なりに避難するの止むなきに立至つた是と供に教會はカルトンの云ふ如く「僧侶の獨身をよゝとして世にも馬鹿げた且自滅的の政策に依つて我々祖先の血縁を疑したのである」是は即ち人類が野蠻の境を脱して文明の域に進むに當つて受けた世界の教育である此の教育は第一には慘酷なる刑罰牢獄の監禁主權者に反抗した者の拷問と致死による進化的淘汰を伴ひ第二には帝王及び暴君の惡辣なる道具を殘存するに至つた斯くの如き教育と習慣と斯くの如き環境の種々なる影響とか遺傳しなかつたと云ふことは寧ろ感謝すべきではあるまいか又全世界が墮落の底に沈む迄に至らなかつたと云ふことも我々人類の恵られた性質の中には猶善良なるものを存して居ると云ふ事實とは斯くの如き影響が遺傳しないと云ふことを明瞭に對するものであるまいか斯くの如き退化的法則と習慣と壓制と刑罰が現代に至る迄引續いて猶行はれてゐること、戰慄すべき奴隸買賣と奴隸制とが廢止されたのは未だ我々の記憶に左程古くない時分のことであると云ふことも有給奴隸と階級制法律の不公平と勞動者の過勞と上流人士が不道德と

い盛者必衰は歴史の常である大征服者が現れて財を集め奴隸を聚めた結果大物質的文明が起る夫れから暫時榮華の時代が續き藝術が榮え次に領土の膨脹に伴ふ國內の墮落と腐敗とを助長する主權者の現れる幕である文明が此處迄進み切ると次には新しい征服者が現れて其の文明を根柢から覆す新しい征服者は通常文化の度の低い併し單純な家族的の徳の高い生産力の旺盛な所謂野蠻人である是等の野蠻人文明化して淫蕩に耽り專横を極めるに至ると茲に又新しい征服者が起つて民の黄泉を掘ふことになる 征服と發及び奴隸の産物たる古代文明の黄金時代は大都市、寺院、宮殿等の廢墟に今猶其の礎を止めてゐる即ち埃及、印度、希臘及び羅馬の古蹟を訪へば當時は勿論中世から近世に至る迄の藝術科學及び文學が如何に壯大であつたかを窺知することが出来る併し是等の時代の不人情及恐怖を知ることが出来ないウイワード、リッド(一八三九—一八七五)の「人類の殉教者」と云ふ書には其の一端が巧みに描寫されてゐるバインズ(一七五九—一七九六)は一人に對して「れなき人は人を數かせ己なきを悼ましむ」といふ二行に其の要を盡してゐる

思はれる迄に榮華榮華と安逸とを食る一方は無数の人が年々生活難の爲めに餓死し死する」と云ふこと、容易に防ぎ得べき原因に依つて壽命が縮める人のある一方には富者の歡樂と有害なる奢侈に耽らんが爲に始と道ならぬ勞働に一生涯を費す人があるといふこと、夫れを想ひ是を考へる時は眞の善、眞の仁愛が我々の中に猶存在すると云ふ事實を以て反し驚愕せざるを得ないのである此の著しい殆ど信すべからざる結果を説明するものは唯一つある許りである夫れは外でもない我々人類が有する微妙なる天性即ち人類を獸類の上位に立たしめた高等なる性質であります此の天性は失はうとしても失ふことの出来ないものである此の天性は又如何に好ましからぬ状態にも如何に無意味なる悪い訓練にも損はれないものである此の性質は人性の中心部を占めてゐて折に觸れ時に應じ高等なる思想を激み高尚なる活動を享受すると共に誤つた教へ專横なる活動に對しては死に到るまで反抗するものであるプラトー及びピシエロ時代の大倫理學者の倫理學と基督教及び其の使徒の教へとは實に此の純潔なる人生の聖なる守り本尊であつた斯くの如き人性を保存したといふことは僧院の制が人類に貢獻した大功中の恐らくは最大のものである此の功勞を表彰した人はジョー、エツチ、デルと云ふ始んと人に知られない詩人である「灰色の曙光」と云ふ著書の序文として書いた同詩を一讀すれば我々が往昔の著者に負ふ所の如何に甚大なるかを他に是程切實した人があるまいと思はれる迄に反覆説いて居ることが解る

福かずの譽なる寛足のとろ／＼と山彦返してアカアマスの林より時の並樹を通して轟くを見ずや過去の背景より現世の前景へ擴がれる魁偉なる古聖の影を響かすや汝が胸に進歩の曲に合せてそが聖歌を奏する宏壯なる古ダレシヤの慄然たる韻律はダレシヤの火と光とは現代のあらゆる力を制御す(アルフレッド、ワラス氏述心理研究所載)

半搗米飯の耐久力試験に就て

陸軍一等軍醫 染川 福治

余は大正三年九月四日聯隊長より半搗米飯試験委員を命ぜられ同年九月十一日より九月十六日に亘る七日間歩兵第十四聯隊醫務室に於て飯盒炊爨に據る半搗米飯の腐敗に至る迄の時間及如何にせば腐敗を防ぎ得べきか即ち其の耐久し得る時間を研究せり抑々飯の腐敗に遲速を生ずるは季節の關係に因るは勿論炊き水の

第一表 炊き水に井水道を使用せし際の耐久力の比較(燃料は殻炭を使用す)

種類	臭氣を放ちたる迄の時間				水分を浮へたる迄の時間				腐敗に歸したる迄の時間			
	最小	最大	平均	備考	最小	最大	平均	備考	最小	最大	平均	備考
井水	1時00分	1時00分	1時00分		1時00分	1時00分	1時00分		1時00分	1時00分	1時00分	
水道水	1時00分	1時00分	1時00分		1時00分	1時00分	1時00分		1時00分	1時00分	1時00分	

備考(1)九月十一日午後七時三十分炊爨

- (2)九月十二日天候半雨半晴東風(弱)正午直射氣温攝氏三十度
- (3)試験は九月十一日午後七時三十分より九月十二日に於て各飯盒を露天に曝し(竹の桿に吊し)一時間毎に五回振盪す
- (4)試験食各五個に就き調査せし平均數を示す

第二表 井水、水道水にて炊爨せし際の耐久力比較(燃料は石炭を使用す)

種類	臭氣を放ちたる迄の時間				水分を浮へたる迄の時間				腐敗に歸したる迄の時間			
	最小	最大	平均	備考	最小	最大	平均	備考	最小	最大	平均	備考
井水	1時00分	1時00分	1時00分		1時00分	1時00分	1時00分		1時00分	1時00分	1時00分	
水道水	1時00分	1時00分	1時00分		1時00分	1時00分	1時00分		1時00分	1時00分	1時00分	

- (1)以上の成績に據れば井水を使用するよりも水道水を使用する方が腐敗に至る迄の時間並腐敗に歸する迄の時間は約一時間以上三時間以内永きことを知り得たり
- (2)石炭は殻炭よりも火力強く従て之等を燃料として炊爨するときは石炭に因る炊爨時間は殻炭に因るものよりも短時間にて炊き終り得べきも半搗米の耐久力に於ては炊き水の關係は別問題として殻炭に因るものは耐久時間永し

其否炊爨に供せし火力の強弱及飯の容器に關することは一般の定則にして飯盒炊爨に於て水道水にて炊爨せしものに比し井水を使用したるものは耐久力弱しと雖も(第一章參照)本試験は主として戦地の状況に鑒み、専ら井水を使用し燃料として新炭の得られざるに反し石炭、殻炭の容易に得らるるよりして後者を使用し試験することとせり

第一章 炊き水の其否燃料との關係

飯腐敗の遲速を生ずるは炊き水の其否と炊爨に供せし燃料(火力の強弱)とに因るを以て今茲に井水、水道水を使用し又燃料として石炭殻炭(石炭を積み重ねて燃焼せしめ黒煙の昇らざるを度として外部を砂にて被り放置するときば殻炭となる木炭の利とする點は重量輕きと燃焼時に發煙せざるを以て前哨線に於ける炊爨に使用し得るものとす)を使用して如何なる成績を得べきかを研究せんか爲めに左の比較試験を施行せり

第二章 炊爨に要する時間の多少と耐久力との關係

炊爨時間は火力の強弱と密接の關係ありて熾火の如き火力弱きものを利用し時間を費すこと多けれど飯の腐敗に歸する迄の時間は彼の強力なる火力(新炭を使用し短時間に炊爨するもの)に比すれば永きことは昔より知られたる事實なり、茲には同一の火力を用ひて炊爨時間の長短に因る半搗米飯の耐久力の關係を知らんが爲に左の比較試験を施行せり

第三表炊爨時間の長短と耐久力との比較(炭炭使用)

區分	臭氣を放ちたる迄の時間					水分を浮へたる迄の時間					腐敗に歸したる迄の時間				
	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均
五十分	1800	1900	1830	1200	1300	1250	1200	1300	1250	1200	1300	1250	1200	1300	1250
一時間	1900	2000	1950	1300	1400	1350	1300	1400	1350	1300	1400	1350	1300	1400	1350
一時間半	2000	2100	2050	1400	1500	1450	1400	1500	1450	1400	1500	1450	1400	1500	1450

備考(1)炊爨時刻九月十二日午後六時(井水使用以下之に倣ふ)  
 (2)天候九月十二日夜晴天十三日午前曇午後晴天東風(弱)正午直射氣温三十六度  
 (3)試験方法露天に曝し竹桿に吊し一時間毎に五回振盪せり

本試験成績は炊爨に五十分を要したるものは他の一時間及一時間半を要したるものより腐敗に至る迄の時間比較的永きを示せり換言すれば炭炭を使用する炊爨には五十分以上の時間を要するも耐久力には大なる影響を來すものにあらざるを證するに足る

第三章 中盒の有無洗滌の程度と耐久力の關係  
 第一、飯盒の中盒の有無と耐久力の關係  
 中盒の有無は半搗米飯の耐久力を左右し得るやを研究せんが爲試験せし成績左の如し

區分	臭氣を放ちたる迄の時間		腐敗に歸したる迄の時間		摘要
	時間	時間	時間	時間	
種類	臭氣を放ちたる迄の時間	腐敗に歸したる迄の時間	臭氣を放ちたる迄の時間	腐敗に歸したる迄の時間	
半搗米飯二食	1900	1950	2000	2050	五箇の平均數
中盒なし	1900	1950	2000	2050	

右同副食物を入れたるもの 一八、〇〇 一九、〇〇 二二、五〇 同  
 備考(1)炊爨時刻九月十二日午後七時  
 (2)天候九月十三日晴天東風(弱)正午直射氣温攝氏廿六度  
 (3)試験方法第三表に同じ  
 上表に據れば一箇の飯盒に二食分を一時に炊爨するときは飯は殆ど飯盒の全容積を占めて餘す所なし之中盒を入れるときは飯を中盒の厚さ丈壓縮することとなり従て振盪に堪へて彼の中盒なきものよりも二時間の永きに耐ふることを得  
 第二、洗滌程度と耐久力の關係  
 半搗米飯は該米の洗滌程度の如何により耐久力の差あらんことを顧慮し次表の如き比較試験を施行せり

區分

洗滌程度	臭氣を放ちたる迄の時間					水分を浮へたる迄の時間					腐敗に歸したる迄の時間				
	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均
洗はざるもの(替水せざるもの)	1800	1900	1850	1200	1300	1250	1200	1300	1250	1200	1300	1250	1200	1300	1250
一度洗	1800	1900	1850	1200	1300	1250	1200	1300	1250	1200	1300	1250	1200	1300	1250
一時間前洗米	1800	1900	1850	1200	1300	1250	1200	1300	1250	1200	1300	1250	1200	1300	1250
半日前洗米	1800	1900	1850	1200	1300	1250	1200	1300	1250	1200	1300	1250	1200	1300	1250

備考(1)第一第二は九月十三日午後五時炊爨  
 (2)第三第四は九月十三日午後六時炊爨  
 (3)天候九月十四日午前雨午後曇西風(中風)正午直射氣温二十六度  
 (4)試験方法第三表に同じ  
 本表に據れば洗はざるもの耐久力は一時間前洗米せしものと並半日前洗米し乾燥したるものに比し稍々耐久力あり、又一度洗のものに比すれば一時間半永き成績を示せり

第六章 飯の硬軟に因る耐久力の比較

水分の多き飯は如何なる程度なるを問はず腐敗し易きは自然の理なるも半搗米飯に於ける腐敗に至る時間を知ることは無益の事にあらざるを思ひ茲に炭炭を使用して其關係を研究することとせり其成績左表の如し

區別

種類	臭氣を放ちたる迄の時間					水分を浮へたる迄の時間					腐敗に歸したる迄の時間				
	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均
普通の飯	1800	1900	1850	1200	1300	1250	1200	1300	1250	1200	1300	1250	1200	1300	1250
硬き飯	1800	1900	1850	1200	1300	1250	1200	1300	1250	1200	1300	1250	1200	1300	1250
軟き飯	1800	1900	1850	1200	1300	1250	1200	1300	1250	1200	1300	1250	1200	1300	1250

備考(1)炊爨時刻九月十四日午後三時五十八分

林

說

(2) 天候九月十五日晴西北風(弱)正午直射氣溫攝氏三十度  
 (3) 試驗方法第三表に同じ

(8) 試驗方法第三表に同じ  
 本成績に據れば硬き飯を軟き飯に比すれば其耐久力には二時間の  
 差異を來し普通の飯よりは一時間半以上永きを知る

第五章 牛搗米飯の貯蔵法  
 彼の米飯米麥飯は容器の種類に因りて腐敗時間を左右し得るる  
 人の知る處なり、例へば柳行李に入れたるものは飯盒に入れた  
 るものより耐久力の永きは既に業に知られたる事實にしてこの半

第七表 燃料に石炭を使用せしもの比較

種類	臭氣を放ちたる迄の時間					水分を浮べたる迄の時間					腐敗に歸したる迄の時間				
	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均			
種干飯(四箇を入れたる)	1800	1900	1850	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900			
右同煮たる後四箇を 入れたるもの	1800	1900	1850	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900			
酢飯(米一升六合に對 し食酢一合)	1800	1900	1850	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900			
種干飯を入れたるもの	1800	1900	1850	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900			

摘 要  
 五箇の平均數を  
 示す

備考(1)炊爨時刻九月十四日午後四時四十二分  
 (2)天候九月十四日午後曇十五日晴天西北風(弱)正午直射氣溫攝氏三十度  
 (3)試驗方法第三表に同じ

第八表 燃料に穀炭を使用せしもの比較

種類	臭氣を放ちたる迄の時間					水分を浮べたる迄の時間					腐敗に歸したる迄の時間				
	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均			
種干飯	1800	1900	1850	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900			
同	1800	1900	1850	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900			
梅干飯	1800	1900	1850	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900			
同	1800	1900	1850	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900			
普通飯	1800	1900	1850	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900			

摘 要

備考(1)炊爨時刻九月十五日午後五時  
 (2)天候九月十六日晴天西風(軟)正午直射氣溫攝氏三十一度  
 (3)試驗方法第三表に同じ

第九表 燃料に石炭を使用せしもの比較

種類	臭氣を放ちたる迄の時間					水分を浮べたる迄の時間					腐敗に歸したる迄の時間				
	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均			
種干飯	1800	1900	1850	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900			
同	1800	1900	1850	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900			
梅干飯	1800	1900	1850	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900			
同	1800	1900	1850	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900			
普通飯	1800	1900	1850	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900	1900			

摘 要

備考 炊爨時刻天候試驗方法第八表に同じ

備考(1)種干飯(上下各二箇)  
 (2)種干飯(上下各二箇)  
 (3)種干飯(上下各二箇)  
 (4)種干飯(上下各二箇)  
 (5)種干飯(上下各二箇)  
 (6)種干飯(上下各二箇)  
 (7)種干飯(上下各二箇)  
 (8)種干飯(上下各二箇)  
 (9)種干飯(上下各二箇)  
 (10)種干飯(上下各二箇)  
 (11)種干飯(上下各二箇)  
 (12)種干飯(上下各二箇)  
 (13)種干飯(上下各二箇)  
 (14)種干飯(上下各二箇)  
 (15)種干飯(上下各二箇)  
 (16)種干飯(上下各二箇)  
 (17)種干飯(上下各二箇)  
 (18)種干飯(上下各二箇)  
 (19)種干飯(上下各二箇)  
 (20)種干飯(上下各二箇)

以上の成績を綜合すれば概ね左の如く觀察することを得

- (1) 酢飯の梅干飯に比し耐久力の優れるを知る
- (2) 梅干を入れた炊爨したるものは炊爨後に梅干を入れたるものより一時間耐久力強し
- (3) 梅干の數と耐久力との關係は寧ろ梅干の數よりも梅干の飯内に入れある位置並其の硬軟に關係あるもの如し上下に各一箇を入るゝよりも一箇を中央に入ると方却て有效なるが如し

第六章 牛搗米飯と腐敗

牛搗米飯の腐敗に就き注意を要すべき事項左の如し

- (1) 牛搗米飯の腐敗に歸する迄の順序  
牛搗米飯は早きは炊爨後十四時間半にして臭氣を放ち爾後三十分間を經れば水分を浮ぶるに至り飯粒を指間に於て壓せば容易に破碎を來し加之甘味を増加し尙ほ三十分間を經て酸味を發するに至り米飯の如く粘稠となるも糠を引くか如きことなく又光澤を失ふこと米飯の如く甚しからず、全く腐敗に歸する迄には十六時間以上二十時間半を要す(井水に因る炊爨)
- (2) 腐敗臭  
牛搗米飯には一種の臭氣ありて經驗なきものには初期に於ける腐敗臭との區別容易ならざれども嗅ぎ慣るゝときは容易に之を區別し得るものなり
- (3) 腐敗  
牛搗米飯の表面には何等の黴なくして容器の周圍より腐敗し初め

驗せし成績に據れば米飯は米麥飯に比し耐久力長かりしを以て牛搗米飯は其の耐久力米麥飯に比すれば一層強きものと推論することを得へし

結論

- (1) 飲水の真否は牛搗米飯腐敗に大なる關係ありて井水と水道水とを比較するに水道水に因るもの耐久力強し
- (2) 火力の強弱は牛搗米飯の腐敗關係あるを認めたり即ち石炭による炊爨は短時間なるも腐敗に陥る時間は却て速にして煤炭により炊爨せしものには之と全く反對なる成績を示せり
- (3) 飯盒の動搖(行軍演習に際し)は牛搗米飯の腐敗を速ならしむるを以て之を十八時間以上耐久せしめんには防腐法を施すを安全なる策とす
- (4) 飯は硬く炊爨せば耐久力強く牛搗米飯は米飯に比し耐久力強きものと認められ又米麥飯よりも耐久力一層強きものなりと認む
- (5) 梅干及食酢は著く牛搗米飯の耐久力を増加し就中食酢を以て其の然るを認めたり
- (6) 本試験成績の耐久力(時間)は殆ど絕對に近きを確信するが故に最大限より二乃至三時間早く喫食せしめなば危険なきものと思料す
- (7) 牛搗米飯は前夜に二食分を炊爨し其の一食分を翌日の晝食迄放置するも炊き方に注意せば腐敗すること殆どなし

終りに唯歩兵第十四聯隊附山口少佐殿並並河軍醫正殿に對し研

又ば下層より腐敗し初むるもの多きを以て注意せざるべからず

第七章 米飯と牛搗米飯との比較

大正二年八月十八日歩兵第十四聯隊醫務室に於ける米飯の耐久試験(飯盒炊爨)と今回の試験成績とを比較對照するに大略牛搗米飯の耐久力の價值を知るに足らん

第十表 飯盒炊爨に據る米飯牛搗米飯の耐久力比較

種類	米飯	牛搗米飯	試驗方法
米飯	一七、〇〇〇	二〇、〇〇〇	梅干を入れたるもの
米飯	二〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	同
米飯	一八、〇〇〇	二〇、〇〇〇	梅干一箇入
米飯	二三、五〇〇	二二、五〇〇	同
米飯	一八、〇〇〇	二〇、〇〇〇	梅干二箇入
牛搗米飯	二〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	同
牛搗米飯	二一、〇〇〇	二三、〇〇〇	梅干四箇入
牛搗米飯	二二、五〇〇	二三、五〇〇	同

第八章 米麥飯と牛搗米飯との比較

米麥飯に就ては飯盒炊爨の試験なきを以て茲に比較するを得ざるは遺憾とする處なり、然れども大正二年七月二十二日歩兵第十四聯隊醫務室に於て蒸氣炊爨せる米飯と米麥飯とを飯盒に詰めて試

○豆腐の検査に就て

大豆は牛乳に比すべき細菌の好培地なるも其の腐敗を鑑識することとは性質上困難なるを以て貯藏法に注意せざるべからざるは本年軍醫部長會同時醫務局長閣下の訓示せられたる所なり、然るに吾人は豆腐の新陳に關する知識概ね不十分なるを以て六月申歩兵第十二聯隊附神田軍醫正の命を承け之が検査に従事し屢々聯隊出入の豆腐屋に至り其の製造法を賞視し且つ其の一部を取りて各種の試験に供し稍々鑑別上の標準を得たり、即ち薄暑多濕の候に於て豆腐を兵食と爲すには左の點に注意を要す

- 一、製造後約十時間以内のものなるべし
- 二、炊事場にて検査するときは固有の臭味と弾力性にして相當の硬度を有すべし
- 三、三%食鹽水に沈むを要す

此試験は薬局方の食鹽を用ひたり、普通の食鹽にても大差なからん、一%乃至一〇%食鹽水にて數々検査したれども他の性状變化と對照して三%水を相當と認めたり

- 四、朝食に用ふるときは安全と云ひ難し
- 五、丸龜市の如き製造人にては一商人につき一大隊を限りて納めしむべし、一人に聯隊分を納めしむるときは自然製造後古きものを納むるに至るべし

六、豆腐腐敗すれば水に浮くと云ふ説あれども普通の水に沈むも

回	第 三					第 二					回				
第三十四時	第三十時	第二十五時	第二十時	第十六時	第十二時	第八時	第五時	第四十時	第三十六時	第二十八時	第二十四時	第十八時	第十二時	第十時	第五時
中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中
稍異臭	著しく退	著しく退	稍減退	稍減退	固臭	芳香性固臭	芳香性固臭	刺戟臭	刺戟臭	異臭	著しく退	微に減退	微に減退	微に減退	芳香性固臭
無味	無味	淡薄	淡薄	稍減退	固有味	固有味	固有味	著しく酸味	著しく酸味	微に酸味	無味	無味	稍淡薄	減退	固有味
浮	沈	沈	沈	沈	沈	沈	沈	浮	浮	浮	浮	浮	沈	沈	沈
浮	浮	浮	浮	浮	沈	沈	沈	浮	浮	浮	浮	浮	浮	沈	沈
七三	七五	七四	七二	七二	七四	七四	七六	七六	七六	七二	七二	七四	七六	八〇	八〇
七一	七四	七三	七〇	七一	七三	七二	七五	七四	七一	七二	七二	七三	七四	七六	七八
微に崩壊の氣味あり	同右	同右	弾力性著しく減退	表面に糊様の層を生ず	硬度稍増加	同右	弾力性に富み表面滑澤硬度中等	著しく脆し	同右	同右	同右	同右	同右	同右	弾力性に富み表面滑澤硬度中等
															前記の時刻に換水す

回	第 一					回				
第六十時	第五十時	第四十四時	第三十六時	第三十時	第二十五時	第二十時	第十五時	第八時	第四時	回
中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	時
稍刺戟臭	稍異臭	僅に豆臭	著しく退	著しく退	稍減退	稍減退	稍減退	固臭	芳香性固臭	間
著しく酸味	微に酸味	微に酸味	無味	無味	無味	稍淡薄	稍淡薄	固臭	固臭	反
沈	沈	沈	沈	沈	沈	沈	沈	沈	沈	應
浮	浮	浮	浮	浮	浮	浮	沈	沈	沈	時
七四	七四	七六	七四	七〇	七三	七一	七四	七六	八〇	回
七二	七一	七三	七二	六九	七一	七〇	七一	七二	七八	次
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	時
										備
										考

の必しも安全ならず  
 七、燒豆腐は安全ならず、新鮮のものを燒きたりや或は腐敗せんとするものを燒きたりや製造後に於ては密閉困難なり  
 八、油揚は通常安全なり、初め通常の豆腐中古きものを揚ぐるならんと思惟したるに此の如くする時は油の多量を要し成品收縮して硬く且つ一部は油の浸淫せざることあり、油揚と爲すべき

豆腐は始めより其の製法稍異れり(製法略す)従て古き普通の豆腐を油揚と爲すことなし、然れども油揚には其の固有の製造に依りて製したる豆腐を適當の時間内に揚げしめざるべからず豆腐の製法にも種々あり、又油揚に用ふる油には胡麻油の内に混和物なきを保せず、本試験は兵食として密閉上唯々端緒を得たるのみ

下性應有三々類汁過々浸り製二每一  
 同有すす換のの汁過々浸り製二每一  
 同有すす換のの汁過々浸り製二每一

第三十八時	中	稍異臭	無味	浮	七一	七〇	同右
第四十二時	中	刺鼓臭 を帯ふ	稍酸味	浮	七三	七一	同右

(軍醫雜誌五九號)



に掲げたのはニューヨークのアメリカ科學研究協會のシエームス、ヒスロプ氏が「心靈研究の方法」と題して報告したもので、要領である留同會議に於てはスタンフォード大學に於ける心靈研究の實驗が同大學のジョンクレープ氏によりて報告された例へば思想の傳達とか潜在的の印象とかその他種々の異常なる現象が種々の實驗的裝置によりて詳しく觀察されたのであるこの種の研究が進んだならば異常現象の真相も次第に闡明されるに至るだらうと思ふ  
(心理研究第四七號)

○ヒスロプ氏の心靈研究に關する說 心靈研究の方法はあらゆる科學の研究である併し千里眼や玻璃のぞきや幽霊や死者との交通のやうな一派の主張する事實の有無を精密に決定するためには手品師や故意的詐欺の說などの時代は既に經過してヒステリーや變態心理の原理の方に移つて來てゐる今日この問題に向つて研究の歩を進めて行くにはどうしても下意識及びそれより生ずる自働現象や人格變換の現象などの研究から進んで行かなければならぬ物質的の現象は單に二次的の興味を有するに過ぎない死後の生存を立證するにはさういふ物質的現象以外に出て、生前死後を通じて存在する人格の同一の方まで論歩を進めて行かなければならぬ心靈的の現象がヒステリーと類似の現象との境界の邊において發見せらるべきものであるといふことはカントもいふたやうに寧ろ眞に近いことである故に科學的心理學の原理及び方法は必ずこれ等の現象の意義と本性とを確定して正常以上のものゝ出口を明らかにしなければならぬ云々

本年八月三日四日五日の三日間に亘りカリフォルニア大學の哲學館とスタンフォード大學の心理學部とに於てアメリカ心理學部とアメリカ科學促進會の且部の心理學部との聯合會が開かれたが右

雜纂

漫錄他山の石 (承前)

○統一的監督の必要

前篇冒頭に於て叙言せしが如く本稿は主として戒護監督の缺陷を補ふ爲め其要項を集收せしものにして他の監獄事務に關緊を有する事項なきは寧ろ當然なりとす惟ふに直接戒護に従事する看守以下の言行一致せず寬嚴其度を異にするは在監者統御上惡影響を及ぼし障碍を來すこと甚しとせず而して之が監督の任に當る看守部長以上の者が注意の周到を缺き統一的能力なしとせば終に救濟の道絶えて行刑の目的を達する能はざるや明かなり然れども數百箇條に亘る監督要項を腦裡に刻みて之に臨み其未だ聞かざるに聴き見ざるに視る底の聰明は尋常人に希求すべからざるや論なし若し二兎を

追ふものは一兎を得ざるの憾ありとせば便ち一方法あり諸氏が監督巡回を爲す際總體的觀察の間に於て豫め一要項に付き觀察の腹案を立て比較的緻密の觀察を加へ順次轉換して緩急を計りて整理統一を圖らんには必ずや效果の見るべきものあらん乎重ねて一言を附す

第三 工場に於ける監督

- 一 戒護者の位置は適當なりや
- 一 工場揭示板に記載の人員と看守報告の人員又は現員と符合するや
- 一 戒護者又は授業手は受刑者と感情の衝突を爲し居らざるや
- 一 科程識別票又は稱呼番號票の懸着し居らざるものなきや
- 一 習熟期間を經過するも科程不了者に對し督勵を怠り居らざるや
- 一 不勉強の爲に科程を了せざるものを等閑に付することなきや
- 一 科程を焦心する結果粗製濫造に流ることなきや
- 一 就業者の技能健康状態に顧慮せず難きを強ゆることなきや
- 一 科程輕減者にして尙に科程を了するものあるも其儘に爲し置くことなきや
- 一 製作命令の順序に依らず妄りに變更し居るが如きことなきや
- 一 官の素品又は委託者若くは受負業者の素品を彼此混用すること

なきや

- 一 官司業委託受負業の區別混同し居らざるや
- 一 私に受刑者を使役することなきや
- 一 工場内に製素品を堆積し視線を妨ぐるることなきや
- 一 工場内に無用の棚を釣り又は不用物品を置くことなきや
- 一 製素品及備品を不規則に置くことなきや
- 一 素品を持ち込み之を解梱する時又は荷造の際立會せざるることなきや
- 一 利器取締不十分にして受刑者間に直接受授せしめ又は不用利器の返納を怠り居ることなきや
- 一 利器名簿の員數と現品と符合せず又は就業時に員數の點檢を爲さずして交付することなきや
- 一 利器の模型が現形と符合せざるを其儘に爲し置くことなきや
- 一 罷業時の利器點檢は唯員數を計ふるに止まり實物に異狀の有無を注意せざるることなきや
- 一 作業不相當の食量を給與し居らざるや
- 一 配食の取締り不十分にして不公平なる分配を爲し又は受授することなきや
- 一 殘飯の取締りの注意を怠り飢食せらるることなきや
- 一 食器の取扱粗瀆にして高き音響を發せしめ若くは破損するものなきや
- 一 注意人物の役席を監視所に違き所やは視線の充分届かざる所に

置くことなきや

- 一 製品を受授し又は貸借するものなきや
- 一 製素品の取扱を粗略にして又は素品を濫用することなきや
- 一 役席に鉛筆又は筆墨其他種々の犯刑品を包蔵することなきや
- 一 製品の受渡は遲滞なく行はるることなきや
- 一 素品缺乏して就業上差支ふることなきや
- 一 製品素品の保管は適當に行はるることなきや
- 一 仕上高の景定は正確に行はるることなきや
- 一 罷業後に於ける器具機械物製素品の處置整頓を缺くことなきや
- 一 糊又は「ソックイ」の類を喰食せらるることなきや
- 一 煙草又は仁丹の類を包蔵し妨かに飲用するものなきや
- 一 就業中又は食席に就く際脱ぎたる履物は亂雑ならざるや
- 一 上廁其他の口實を設け濫りに工場内を立歩くものなきや
- 一 上廁の際塵紙を濫費することなきや
- 一 濫りに役席を離れ工場内を徘徊し又は他人の役席に到るものなきや
- 一 作業上の用務に言寄せ難談するものなきや
- 一 工場出入口を受刑者に閉閉せしむることなきや
- 一 就業時間申請願を認むることなきや
- 一 參觀者ある時前後左右を凝視し又は手を空ふして呆然たるものなきや

一 風邪又は其他の口實を繕へ理髮髻剃又は冷水摩擦を爲さるるものなきや

- 一 監視所に於ける筆紙墨の取締り不十分にして窃取せらるることなきや
- 一 工場に於ける換氣採光適切ならざることなきや
- 一 工場用の火氣取締り十二分の注意ありや
- 一 火氣又は湯を利用し暖を取らんとするものなきや
- 一 炊場に於ては食量の調理又は分配上注意を缺くことなきや
- 一 用水を濫用することなきや
- 一 炊夫は飢食又は自己等の食物を殊更に多量にし若くは美味ならしむることなきや
- 一 米麥の秤量に際し混分量を故意に違へしむることなきや
- 一 頭髪髻髻及手足の爪伸び居る者なきや
- 一 理髮器具の消毒行届き居るや又其利器を窃取せらるる虞なきや
- 一 帯の結び様手拭の挟み様不規律なるものなきや
- 一 就業衣襟袖襷股引の補綴洗濯引換を怠り居ることなきや
- 一 工場診察の際監獄醫に對し投藥又は特別處遇を強請し若くは濫りに受診を讀ぶものなきや
- 一 工場教誨の際教誨師に對し不遜の言行を爲し又は他の聽聞を妨害するが如きものなきや
- 一 工場に破損腐朽の箇所はなきや
- 一 工場内外共に梁上障子棧機臺等の掃除不充分にして不潔なること

となきや

- 一 配食及理髮用の白衣破綻又は汚染し居らざるや
- 一 工場の障子又は窓が破れ居らざるや
- 一 便所の掃除及大小便の汲取を怠り居ることなきや
- 一 小使が工場に入り直接受刑者と言語を交へ又は用務を違することなきや
- 一 官司業委託業に於て製作注文者の氏名を受刑者に覺知せられ又は直接受刑者に對し注文者が云爲することなきや

第四 各要所に於ける監督

- 一 表門看守の人選其當を得ざることなきや
- 一 表門看守は出入者に注意せず苟も疑はしき者に對して其攜帶物を検査せざることなきや
- 一 各外門出入口等の閉鎖を怠り又は鎖鑰に不完全のものなきや
- 一 建造物破損し又は雨漏等ありて修繕を要する箇所なきや
- 一 構内各所の井戸は相當の覆蓋ありや
- 一 構内の見透を妨げ又は戒護の障礙となるべきものなきや
- 一 構内に逃走の用に供すべき物品を相當取締り付せずして放置することなきや
- 一 消防器具に故障あり且つ不整理にして非常の場合應急に差支ふることなきや
- 一 戒具の手入不十分にして且つ員數に不足なきや
- 一 監内外の掃除不充分にして不潔なることなきや又溝渠の淤塞せ

- 倉庫物置等の物品不整頓なることなきや
- 倉庫其他の風防防蛇の設備は完全に行はるゝや
- 火氣を取扱ふ箇所に於て火の用心不十分なることなきや
- 鑰匙の授扱に嚴格に行はれ尙も不確實に流るゝことなきや
- 拳銃を返納する時點檢を受けずして勝手に納め置くものなきや
- 外壁に接する地域は監外より投入物なきや又危険なる装置はなきや
- 差入物購入品に對する検査は確實に執行され尙も破獄の用に供さるゝ物又は不正品を包蔵することなきや
- 在監者進行中又は停止中右顧左眈し殊更に兩手を振りて不規律なることなきや
- 柔軟體操又は運動の取締不十分にして不活潑なることなきや
- 入浴の方法及順序並に時間には勵行され遺憾なきや
- 檢身室内の取締不十分にして犯則品を持出し又持込むことなきや
- 一時的發病者に對して監獄醫の診斷を受けしめずして投棄するが如きことなきや
- 在監者の定期健康診察の施行を怠り居ることなきや
- 新入監者及監房出入者の衣體檢檢は確實に行はれ居るや
- 新入監者の入浴施行は確實に勵行せらるゝや
- 監外又は耕耘地官舎等の作業に就く受刑者危險物又は煙草其他の物件を窃取し之等の物を持込むが如きことなきや

通信

浦和地方部通信

○監獄小使の善行

客臘十一日午後四時頃浦和區裁判所巡查詰所に於て當日拘留狀を執行したる刑事被告人三名を巡查二名にて當浦和監獄に護送途中縣廳と監獄の間の通路迄來りし時一名の巡查は監獄に近づきたればとて護送方を他の一名の巡查に托し歸署したる機會に乗じ右被告の内窃盜三犯伊藤廣太郎は豫て裁判所詰所に於て巡查の際を窺ひ小刀一挺を窃取包藏し居たるを以て前記場所に差し懸るや捕繩を切斷して驚然逃走したり護送巡查は他の二名の被告を其所に置きながら追跡せしが其物音にて偶營繕夫戒護の爲め監外に出て居りし看守は之を覺りて被告二名を監視し居たり一面逃走者は監獄裏手畑

- 刑事被告人出廷の場合及裁判所留置場に於ける取締不十分にして通謀又は逃走自殺を企つるものなきや
- 醫務所に於て受診中の受刑者に對する取締不十分にして醫員に對し暴行を爲すものなきや
- 教誨診斷入浴其他引出の際戒護者の不注意より互に通謀することなきや
- 偽名して前科を包蔵し其動作疑ふべき點あるに拘はらず發見し得ざるが如きことなきや
- 表門看守又は受付員が勝手不知の人民に對し親切を缺くことなきや
- 小使給仕取者馬丁等は公私混合の所爲なきや
- 構内各所の電燈に故障はなきや
- 煙筒の掃除は規定の期間に勵行し之を怠ることなきや
- 訊問所控處に新入監者又は釋放者等の衣類其他の物品を差置き不取締或は亂雜になり居らざるや
- 塵芥を取捨つる際不正品を紛らし搬出することなきや
- 官用自轉車又は馬匹に勝手入り居るものなきや
- 一馬車馬具及馬匹の入手不十分なることなきや
- 看守又は授業手休憩所は不潔ならざるや
- 一前項の場所に於て大聲雜談するものなきや
- 一差入當業者は所定の品質又は分量を變更することなきや
- 一同上の者が携有する食器又は食器箱は不潔ならざるや
- 一前項當業者は在監人家族の依頼を受け規定に背く所爲なきや

中を突き切りて駈け行く折しも退廳途中一商家に用足し居たる浦和監獄小使和田覺之助は逸早く之を覺り之に立向ひたるも他に人民も駈け行くありて孰れが逃走者なるか判じ難き折柄突然畑中に着衣を脱ぎ棄て襯衣のみとなりて走る者ありたれば之れ被告なりと認め速しく追跡せしかば被告は遁れ難きを覺悟し振り返り様前記小刀を翳して暴威を示し抵抗を企てしも勇敢なる小使は沈着之に應じて遂に小刀を奪ひて之を取押へし時追跡巡查追ひ付きて捕縛するを得たり當時小使の勇敢なる働きを奇特とし客月十八日埼玉縣知事より賞狀並に金壹圓を下附せられたり同小使は前記に浦和監獄取者たりし者にて平素恪勤なるものなり

大阪監獄堺分監入佛式狀況

大正四年十一月二十四日堺分監第一工場改築工事竣成したり同工場は其階上を教誨堂に併用すべき構造にして佛壇教壇等の設備あり

本派本願寺より更めて方便法身の畫像厨子三帖和讃五具足等の寄贈ありたるを以て同年十二月十二日を以て其入佛式を舉行す導師は大阪監獄高安教務主任之に當り其他の諸僧は堺市内各本派本願寺門末寺院十六ヶ寺の住職之に參列し來賓としては堺區裁判所加古監督判事岩村判事大月檢事有馬警視熊野市長桑山寶珠園代表者等にして本監よりは杉野典獄兒島典獄補鈴木堀川分獄長等列席午後二時開始受刑者着席、來賓着席、導師及諸僧着席、分監長告示、奏樂諸僧登場、導師登場佛前起立總禮、導師勸請、表白文明朗讀十二禮文、諷誦典獄分獄長其他參列者來賓受刑者總代等燒香、同向句提唱、後唄諷誦、奏樂導師降場復席諸僧降場復席典獄訓示高安教務主任教誨榎泉教誨師訓告、導師諸僧退出來賓退出受刑者に供物分與、受刑者退出の順序を以て嚴肅に執行せられ午後四時終了し參列者には休憩所に於て茶菓を饗し吏員一同にも亦供物を配與したり

保護

鳥取縣給産會の近況

鳥取縣給産會は基礎を鞏固にし會務の伸張發展を圖り一面地方保護思想の普及に努むべく會員組織に變更之義兼て評議員會に於て宿題となり居りしが昨年十一月恩赦令の御發布に依り一日も忽諾に付すべからざるものとし同月廿六日評議員會を開き會員組織に變更し竝に左の如く決議せりと云ふ  
一、本會を會員組織に變更す  
一、役員を左の如く變更せり  
會長 鳥取地方裁判所檢事正を以て之に充つ

(新設)

理事 松江監獄鳥取分監長を以て之に充つ

(從來の通り)

保護委員長 各宗寺院の推選に依り會長之を囑

保

護

託す

(從來の幹事に該當す)

保護委員 佛教各宗派寺院住職を以て之に充つ

(從來の保護者に該當)

地方委員 郡市町村吏學校教員警察官吏の内に

就き會長之を囑託す

(新設)

評議員 會員中に就き會長之を囑託す其任期

は三箇年とす

幹事 會長之を囑託す

主計員 會長之を囑託す

一、各宗寺院住職警察官吏學校教員司法官司獄官は會員たる義務あるものとす

一、各宗寺院は一箇寺に付十人以上の會員を募集するものとす

但其會員は前項以外のものたるを要す

一、毎年一回保護委員長會を招集し通常會を開催するものとす

一、從來改悛の情顯著なるものを主として保護し來りたるも這回の御恩典に浴し出獄するものに

對しては如上の程度に達せざるものと雖ども再

犯を防遏し聖恩に報ひ奉るは本會の責務なるを

以て歸住地若くは定まれる保護者ありと雖ども

出迎に出頭せざるものは本會幹事をして歸住地

に同行せしめ途中他の誘惑を避けしむると共に

歸住地に於て親族故舊に就き保護教訓家庭の融

和職業等のことを講究せしめ一面此機を利用し

幹事をして免因保護に關する講話を爲さしめ地

方に於ける保護思想の普及に努むること

一、直接保護は寄宿舎に收容し農家等に雇主を求

め通勤せしむることとなり居りしも降雨雪若く

は農閑の季節就業に差支ふるを以て本會自營と

して作業を施設する必要あり即ち此際養豚耕作

及製繩(機械)を使用す降雨雪の作業とす)の三業

を新設すること  
一、前二項の施設に對する臨時費途金四百圓は追加豫算として決定す

### 吳免囚保護樹德會の近況

吳免囚保護樹德會は創立日尙淺さも會長初め役員擧つて斯業に盡瘁し退々其成績を擧げ且同地有力者の援助を得て益々發展の狀況あり而して其實施せる一事項として本年十月以降堅實なる女子事務員三名を擇み専ら獻身的に家庭訪問等に當らしむるに被保護人の近隣知己にも目立たずして克く各家庭の内情を審にし又被保護人及び其家族等も本會に信頼して萬事家庭の出來事を打明け相談し實際適切な保護を加ふることを得ると云ふ

### 茨城縣結城保護會近信

茨城縣結城保護會は大正元年十月創設以來各宗寺院住職の活動と一面郡長警察署長及一町六箇村長其他有志の熱烈なる援助とにより大に發展しつゝありしが會長乘國寺住職鈴木惠忍師任期満了したるに依り十二月十六日を期し聯合各宗寺院四十六

箇寺會場結城町常光寺に會同し會長の選舉投票をなしたるに大多數を以て鈴木惠忍師當選せらる而して出獄人保護成績及收支計算を報告し了て本會發展策として左記の希望を遂行することを確約し午後五時解散す

一 聯合町村民一般に保護思想の普及を圖らんが爲め各町村樞要の場處を巡み教誨師又は名士を招し時々講演會を開催する事

一 聯合町村内に犯罪人ありて犯罪公判ある場合は菩提寺之れを傍聴し又不起訴及刑の執行猶豫等の言ひ渡しある場合も菩提寺をして立會せしむるを要す左れば保護上頗る有益にして被保護者の感化一層適切なるものと認む依て聯合寺院は奮勵以て其の局に當る事

### 岡山縣出獄人保護會雜信

岡山縣出獄人保護機關聯合會は舊臘十一、十二の兩日聯合の各保護團代表者を召集し(岡山市國清

寺内に會同)通常總會を開き事業成績の概況を報告し併せて出席者の協議會を開催し數件の提案を議し次て今次輔成會講習會出席者より講習の概況を報告せしめ又聯合會よりは數十件の希望事項を示し之が勵行を促し事業の發展を劃せり

當日は列席の岡山地方、區裁判所判事、檢事、岡山縣警察部長、警察部保安課長、前岡山縣辯護士會長中國新聞社長交も事業に關する希望と督勵に關する懇篤なる講話を爲し又岡山監獄典獄よりは詳細説明を與へ注意と勵行を促し最後に列席を求めたる廣島、愛媛、香川の三縣下保護會代表者の實驗談ありし尙希望事項の大意は左の如し

### 岡山縣出獄人保護機關聯合會希望事項

一、保護事業の目的を達するには國民の一致協力に俟たざるべからず、就中町村長議員、學校教員部落組長區長、青年團、在郷軍人團等と協力し事業を遂行することは、發展上多大の便益あり

るを信ず一層聯絡を深厚ならしめ其の活動を德憑し保護思想の普及と實行に努力せられたる

一、受刑者は寂寞と無聊、憂鬱、出獄後の危惧、家庭感情不安の増するものなれば之を救済し保護會の信頼心を惹起せしむることは最も必要のこととなり監獄に訪問し或は通信訓誡を爲すことを勵行せられたし現に二三の保護會に於ては印刷の教誡文を機會を利用して監獄に送りつゝありて其效果も多大なり各會協同して同一方を講ぜられたし殊に一度保護を加へたる者再犯受刑したるものには他日再保護の際一層顯著なる効果あるべし

一、在監者より出獄後の保護に關する發信を爲すことあるは之れ保護會信頼の前驅と認むるを得べし然るに數度發信し或は返信料添付せるも何等返信なかりし事例あり之れが爲め事業の信用を失し他日釋放後の保護上至大の障害を招致す

るに至る深く注意せられたし  
 一、監獄(本監分)に釋放當日出迎は遠隔地にありては未だ充分行届かざる所あり其結果歸郷後保護會に頼らず遂に不成績に終るの憾みあり適當なる方法を講ぜられたし殊に減刑の恩典に浴したる者に對しては前年恩赦釋放者の不成績に鑑み一層注意せられたし

一、保護會の出獄者出迎費は各保護會ともに保護費の大部分を占む之れは當然のことなりと雖も歸郷後の保護費は多く貧弱なるが如し之れ前者の爲めに經費の大半を費し後者の事業上保護を行ふ上に於て其餘力の乏しきに因るにあらざる乎若し然りとせば甚だ遺憾なり故に各保護會は會員と常に氣脈を通し一保護會内に當日釋放者二人以上ある場合には何れかの會員に委託し一人監獄に出迎ひ他の一人は保護會まで出頭して引取ることとせば經費の節約を得られ有用の保護費を産出せしむるに至る注意せられたし

## 保

## 護

心を養成するの手段と家政の整理は將來の實績を擧ぐる上に於て有效なりとす

一、出獄歸郷後郷黨又は不良者が無事出獄を慶祝するとの名義の下に無益なる費用を負擔せしむるが如き惡弊ありては改心を滅却せしむるの動因となる殊に惡友を避けしむるは最も必要のことなりとす

一、各會に於て定められつゝある保護期間は大體の標準に過ぎざるものなれば受保護者の個性に應じ適當なる時機に於て保護を終結し解除することは最も必要なるものなり徒らに一律に一定期間ならしむるは保護成績を不可ならしむるの虞あり注意せられたし

一、受保護者の職業紹介は保護の最大要件なれば常に適當の業務を探查し置くを要す特に多少持續的の業務を選ぶことは(例へば農小作)感化誘導上効果あるを認む

一、再犯者の多きは年齢二十五才未滿者にあり若

一、受保護者にして監獄再入の失敗徑路を調査するに多くは保護會と受保護者との連絡絶へ居れるもの多きを占むるが如し監獄出迎歸郷後受保護者か頼らざるが爲めに因らんも受保護者の來るを俟たず進んで保護に努力する所ありたし或は隣地に住せるものには訪問し或は遠隔地なれば豫め監督者を定め報告せしめて通信訓誡を試みる等適當たる方法を講じ常に實績を擧ぐることに注意せられたし

一、監獄へ再入せし者の陳述は決して信を置く足らざるも受保護中寺院又は保護會事務所に行き或は保護會員を家庭訪問したる場合同會の他の役員に責任を譲り又は不在の故を以て事情疏通を缺くが如き結果保護會の信用を薄弱ならしむることありし事例なきにあらざり誘導上處置方機宜を誤らざる様せられたし

一、受保護者又は家族の生計上に付ては收支分度の經濟法を定め之が監督實行されたし之れ貯蓄

年者に對する指導には一層努力せられたし

一、再犯期間は釋放後三、四ヶ月乃至六ヶ月は最も多く甚だ危険に陥り易き時期なれば監督上一層盡力せられたし

一、再犯の原因は種々ありと雖も就中惡友の誘惑に因り身を過つもの多し常に實際人物に注意を加へ極力惡交を防止せられたし

一、出獄者の豫報を受けたるときは監獄の保護意見を參酌し家族親族の意見をも斟酌し行狀の監督職業の紹介督勵其他保護方法を順備し置くは勿論家庭被害者間等の融和調停に一層努力し且既に調和せる場合と雖も往々一時的又は表面的に過ぎずして眞に相互間の融和せざるものあり爲めに折角の勞も再び破綻を生じ家居に安んぜずして他に出て浮浪し失敗するに至りし事例尠からず此邊特に取扱上注意を要すること

一、受刑入監の通知を受けたるときは成るべく速に入監の徑路、四圍の境遇家庭等を調査し報告

- せられたし
- 一、釋放者の時衣又は旅費なき旨保護票に記載あるときは家族又は引取保護者に於て速に調達し監獄へ送付するか又は出迎時に携帶するかの方を講ずるか又は到底調達するの資力なきか等の結果を監獄に釋放前までに報告せられたし此種の取扱上近來甚だ遺憾の點多し釋放時に差支へつゝあり
- 一、釋放者に交付すべき作業賞與金等は監獄より郵便貯金通帳としを送付(受保護者か保護會所在地場合は町村長又は住職)しつゝあり彼れ出獄者は久敷自由拘束の反動として酒色等一時的の快樂を貪らんと熱情なきにあらず正業資金に是非充てしめられんことに努力せられたし
- 一、釋放者は多少の賞與金を有するを以て出獄後暫くの間は悪友が誘惑せんと計劃せるもの決して趣からず特に注意せられたし
- 一、釋放出迎せらるゝには是非其旨豫報せられたし

- たし徒らに監獄に長時間待たせ終に出迎なきときは反て彼等に反感を懐かしめ保護會の信頼心を滅却せしむるに至る注意せられたし
- 一、受保護者の狀況は所管寺院より漏れなく所屬本部に報告せしめ成績考査と指導を的確ならしめたし
- 一、保護は物質的と共に精神上に重きを置き監獄に於て助長せしたる宗教信念を堅實ならしめられたし
- 一、監獄に訪問又は通信するには只だ家族等の無事なるを告ぐるのみにては不足の憾みあり少くも在監中の不安に對する慰安、改悛を促し、郷黨團體被害者家族視族雇主等の間の調停、生活上の協議釋放後の用意保護會の趣意等に及ぶこと
- 一、受保護者の所持金乏しきものに對する職業上必要とする器具貸與等の途を講ぜらるゝことは尙不十分の憾みあり勵行せられたし

保

護

- 一、縣外の監獄より釋放歸住せし者の再犯に陥りしもの比較的多きが如し保護會と受保護者との連絡不十分にはあらざるか今後一層注意せられたし
- 一、輔成會開催講習會に於て當局者が注意せし事項及同會付帶協議會決議事項は別紙配付の通りなり各事項に付夫々勵行すべきことに御注意ありたし
- 一、事業の發展は基礎の充實にあるや勿論なり基金の募集には大に努力せられつゝあるを感謝する所なり左に掲ぐる事項は参考とはならざるや
- イ、毎年毎戸より一日若くは二日寄進せしめ村區有の山林原野等を開墾耕作し此の收入の幾分を保護會に寄附せしむること
- ロ、前項方法に依る土地等を相當年間受保護者に無賃貸付くること
- ハ、毎戸の所有地中一坪を保護會用田地として

- 耕作し得たる收入を寄附せしむること
- ニ、毎戸に數本の桐を植付けしめ一定年限經過後其幾分を寄附せしむること
- ホ、無縁祖先の退弔法會を行ひ毎戸より自家收穫物又は産物を供へしめ之を競賣に付し得たるものを資金に充つ
- ヘ、慶弔祝賀等の場合適當なる率を寄附せしむること
- ト、煙草小賣を村又は保護營とし(村民の決議を要す)其收益を保護會費に入れしむ
- チ、毎月毎日握米貯蓄法を設け而して之を十年間貸付方法を講じ然る上其一半を各戸の貯金として其一半を保護會資金とすること

彙報

○免囚保護其他公共事業に關して殊功ありし廉を以て昨年十一月十日金原明善氏は勳四等に敘し瑞寶賞を授けられたり

又公衆の利益を興せし廉を以て留岡幸助山室軍平兩氏は昨年十一月九日、大島寛爾、丘道徹、寺永法專、及原胤昭の四氏は同十二月廿四附を以て藍綬褒章を下賜されたり其表彰全文を掲ぐれば如左

正七位 留岡 幸助

夙ニ意ヲ感化救濟ノ事ニ致シ曾テ犯罪人感化ノ業ニ從ヒ大ニ得ル所アリ明治三十二年有志ノ贊助ヲ得テ東京北豊島郡巢鴨村ニ私立感化院家庭學校ヲ創立シ爾來專ラ不良少年ノ感化ニ努メ同校ニ慈善師範部ヲ設ケテ院長ノ職ニ在ルノ實況ヲ見ルニ至ル後チ組織ヲ改メテ財團法人ト爲

シム身ヲ同軍ニ投ジテヨリ己ニ二十年常ニ至誠ヲ以テ終始シ熱烈至情ノ進ル所遂ニ無頼ノ徒ヲシテ悔悟セシメ窮乏ノ輩ヲ救護シタルコト其數ヲ知ラズ洵ニ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナリトス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰セラシ

埼玉縣北足立縣浦和町 大島 寛爾

夙ニ出獄人ノ保護ハ刑政上忽諾ニ附スベカラザルヲ覺知シ明治廿三年有志ト胥謀リ埼玉慈善會保護院ヲ設ケテ免囚保護ノ事業ヲ開始シ一旦挫折シタルモ尋テ復興シ爾來萬難ヲ排シテ之レガ維持經營ニ力ヲ盡シ後チ社團法人ノ組織ニ改メテ其基礎ヲ鞏固ニシ更ニ會員ヲ募リ多數ノ寺院ヲ會員ニ加ヘタルヲ機トシテ埼玉自彊會ト改稱シ縣下各所ニ支部ヲ設置シ成績益々良好ニ赴キ此種保護事業ノ模範タルノ稱ヲ博スルニ至ル洵ニ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナリトス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善

シ益々設備ノ完整及規模ノ擴張ニ力ヲ盡シ四十二年東京府代用感化院ニ指定セラレタル等刻苦經營十有七年設立以來收容兒童二百九十餘名既ニ感化遷善ノ效舉リ退院自活セル者百四十餘名ニ達ス洵ニ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナリトス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰セラシ

岡山縣阿哲郡本郷村 山室 軍平

夙ニ慈善ノ志厚ク曾テ救世軍ノ本邦ニ布教所ヲ設ケタルニ方リ之レニ加入シ爾來同軍事業ノ普及ニ力ヲ盡シ勞作館ヲ設立シテ免囚ヲ保護シ東京婦人ホームヲ創立シテ婦女ノ救濟ニ力メ或ハ各所ニ勞働寄宿舎ヲ設ケテ失職者ヲ救ヒ救世軍病院ヲ開設シテ施療ニ力ヲ竭シ其他愛憐館ヲ興シテ賑恤ニ勵ミ又大阪ニ希望館關東大連ニ育兒及婦人ホームヲ設置シタルガ如キ皆其企劃經營ニ因ラザルナク今ヤ救世軍日本本營ノ經營スル救濟事業十種ヲ以テ數フルノ盛況ヲ見ルニ至ラ

行ヲ表彰セラシ

山口縣豐浦郡生野村 丘道 徹

夙ニ免囚保護ノ事業ヲ企テ明治二十三年自坊了圓寺ノ堂宇ヲ保護場ニ充テ下關保護院ト稱シ出獄人ノ感化救護ニ從事シ爾來幾多ノ困厄ニ遭遇シタルモ克ク之ニ耐ヘ刻苦經營之ガ維持ニ力ヲ竭シ後更ニ行路病者不良少年孤兒又ハ老病廢疾者ノ保護ヲ開始シ又ハ保護場ヲ建設シ益々事業ノ完整ニ努メ今ヤ多年苦心ノ效空シカラズ成果愈良好ニシテ立身齊家ノ實ヲ舉ル者多キヲ加ヘ民衆其至誠ニ感ズ洵ニ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナリトス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰セラシ

北海道網走郡網走町 寺永 法專

夙ニ囚人教誨ノ事ニ從ヒ得ル所アリ明治二十九年自坊永專寺ニ免囚ノ保護場ヲ設ケテ出獄人ヲ收容シ至誠以テ之レガ感化保護ニ努メタルモ何レモ重罪犯者ニシテ性情容易ニ矯正シ難ク身被

保護ノ中ニ在リテ猶ホ罪ヲ犯スアリ爲メニ四圍ノ論難ヲ受ケ經營甚ダ困難ヲ極メタルモ毫モ屈撓セズ克ク之レガ維持ニ力ヲ盡シ後チ團體ノ組織トナシ寺永慈惠院ト稱シ更ニ收容所ヲ建設シ幾多出獄人ヲ救護シテ良好ナル成績ヲ修メ刑政上裨益ヲ與フルコト尠カラズ洵ニ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナリトス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰セラル

東京府士族 原 胤 昭

○在監者被服精色染料比較調

從來使用のもの

歐洲戰爭以前の價格

染料	單價	二十反に對する歩合	同上價格	一反に對する價格
チヤニール	八五〇	四十匁	四〇〇	四七
クロスアロン	八〇〇	四十匁	四〇〇	四七
硫酸曹達	六〇〇	四十匁	四〇〇	四七
計				一〇一

現行の價格

染料	單價	二十反に對する歩合	同上價格	一反に對する價格
チヤニール	五〇〇	四十匁	一〇〇〇	一〇
クロスアロン	四〇〇	四十匁	四〇〇	七
硫酸曹達	四〇〇	四十匁	四〇〇	七
計				一四

○巢鴨監獄に於て研究試驗濟のもの

歐洲戰爭以前の價格

染料	單價	二十反に對する歩合	同上價格	一反に對する價格
コニヤレット	一〇〇〇	二十匁	二〇〇	二〇
桃皮エキス	三〇〇	一磅六分	五九三	〇九
明礬	三〇〇	八十匁	〇四	〇四
硫酸曹達	六〇〇	四十匁	四〇〇	四
計				三六

現今の價格

染料	單價	二十反に對する歩合	同上價格	一反に對する價格
コニヤレット	一〇〇〇	二十匁	二〇〇	二〇
桃皮エキス	一六〇	一磅六分	三六	〇六
明礬	三〇〇	八十匁	〇四	〇四
硫酸曹達	六〇〇	四十匁	四〇〇	四
計				三〇

備考 表中巢鴨監獄に於て研究試驗濟のものは歐洲戰爭以前使用せざるも參考の爲價格を比較す

染色方法(巢鴨監獄試験のもの)

初回 鍋中に水四斗桃皮エキス三磅を入れ煮沸し反物二十反(一反百)を入れ凡そ二十分間煮沸能く攪拌したる上之を引揚げ水分を切り直に水凡そ四斗明礬八十匁を溶解したる鹽に入れ充分浸込ませ水洗ひを爲し更に銅を代え水凡四斗に(コンゴレット)二十四匁に硫酸曹達四十匁を入れ沸騰せしめ之に其反物を入れ充分攪拌し染色を認めて引揚げ乾燥せしむるものとす次回よりは二十反に對し一回毎に前表染料歩合に依り補充し同様方法を以て染上く

○受刑者の食物室息 山形監獄に監受刑者窃盜累犯懲役六年後藤倉次は營養不其且つ六十七歳の高齢者なるに依り特に患病者として處遇せられたるに昨年十一月二十九日午後四時十分頃夕食喫飯の際副食物菜蕨と油揚豆腐の煮付食道に停滯し甚しく苦悶するに依り戒護看守は水を與へ或は背部を摩擦する等種々食物の降下を試みたるも更に其効なく室息卒倒せり急報に接し監獄醫出頭し本因を病監に移し百方手術を施さしめたるも蘇生するに至らず同日午後五時三十分遂に死亡せり同因は平素性急の者にして一時に多量な食し能く咀嚼せざりし結果致に至りたるものなりと

○特種の受刑者入監 監受刑者懲役三年天鬼事薄益三同罪懲役二年三月白龍起事薄守次同罪懲役二年三月白龍事早崎貞雄の三名は青島守備軍臨時軍法會議にて各頭書の刑を受け昨年十一月二十三日青島守備軍因禁場より共犯者十四名と共に福岡監獄小倉分監に移監を受け刑執行中なるが其内益三は本件の首領にして守次貞雄他二名は幹部と目すべく同分監にては戒護極末上懸念の點もあり且つ多數の共犯者と共に拘禁せるを以て取締上困難を感ずし客臘五日右三名を本監に移監拘禁の事を取計ひたり尤も本人等は入監以來行狀善良にして毫も傲慢不遜の言動なく謹慎作業に勤勵しつゝありと

○刑事被告人の縊死 監所監獄彦根分監に監賭博事件被告人大林榮助は客月四日午前六時頃豫て貸與の三尺帯を房内便所の木柵を貫通せる鐵棒に結付け縊死を遂げたり本人は前記賭博罪に懲役五年の言渡を受けたるに今回は窃盜罪五回徴兵令違犯一回賭博罪一回を有するも只懲役二年の言渡を受けしを以て其刑の輕きを喜び居りたる次第なるに突如縊死を遂げたるは戒護上聊か缺點ありたるやにて目下調査中なりと

叙任

一級俸下賜 監獄醫(横濱) 古矢嘉助  
二級俸下賜 (樺戸) 岡本榮作  
三級俸下賜 (高松) 小笠原國齋  
四級俸下賜 (松江) 山崎慎吾  
同 (奈良) 佐野安次郎

監獄醫ヲ命ス 四級俸下賜 奈良真監獄勤務ヲ命ス  
同 (果鴨) 山川宗治  
監獄醫ヲ命ス 五級俸下賜 果鴨監獄勤務ヲ命ス  
同 教諭師(横濱) 土倉是空  
三級俸下賜 (福岡) 織田信行  
四級俸下賜 (奈良) 菊屋哲公

同 (小菅) 藤井惠照  
同 (浦和) 小池博道  
同 (松江) 西元龍拳  
同 (網走) 藤居大威  
同 (京都) 富井隆信  
同 (新潟) 齋藤隆法

○耕作地の甘藷を盗む 和歌山縣海草郡岡町村松尾直三郎同人妻同小菊及中川春之助の三名は昨年十一月二十八日午後四時頃和歌山監獄第二耕作地内に植付ある甘藷三十貫匁價格貳圓拾錢を窃取したるを警戒巡視中の同監吏員に発見せられ窃盜現行犯人として逮捕し即時警察官吏に引渡せるに翌二十九日和歌山監獄判所檢事の令狀に依り同監獄に收容せしが起訴猶豫の爲め又檢事の指擧に依り釋放したり

○刑事被告人の逃走未遂 甲府監獄に監窃盜事件被告人田中淺太郎は客月十三日公判開廷の爲め出廷し午後三時頃審理の未懲役三年の言渡を受け退延の際戒具を施し延外に引率するや突然裁判所門外に脱出し街路を約三十七回程疾走せしも直に取押へたりと

○大阪監獄の移轉問題 客月中大阪府會に於て同監移轉に關する建議案提出せられ委員附託となり委員は實地參觀を決議し府廳の照會に依り同月十日同監を參觀せり

○名刺交換會 監獄局及び東京所在四監獄職員の名刺交換會は元旦正午より當協會に於て開催せり會する者約七十名食堂にて小酌を催ふし谷田局長の簡單なる開會の挨拶あり尋いて局長の發聲にて萬歳を三唱し和氣霽々の中に各自十二分の快を盡して午後三時散會を告げたり

○名古屋監獄の火災 本月六日午後六時三十分名古屋監獄看守休憩所の煙筒より發火し分房監三種雜居監二棟工場二棟納屋等焼失し同九時鎮火せり損害の程度等は本誌原稿締切迄は未だ詳細の報に接せず但し人命等には何等の障害なく又其後の因情も極めて靜穩なり

教諭師ヲ命ス 六級俸下賜 岡山監獄勤務ヲ命ス (沖繩) 谷高 關

教諭師ヲ命ス 七級俸下賜 沖繩監獄勤務ヲ命ス 同 (佐賀) 長谷川喜一  
同 (青森) 大野數枝

同 (岡山) 田村英吉  
同 (金澤) 大野四郎五郎

同 (浦和) 白井勇松  
同 (鳥田) 榮造  
同 (山口) 山川一郎

同 (宮崎) 佐田諸吉  
同 (鹿所) 椎名通藏  
同 (藤原) 園權一

同 (久留米) 篠田又吉  
同 (片淵) 大原公平  
同 (姫路) 鈴木重靜

同 (小田原) 黒田源太郎  
同 (名古屋) 中村基吉  
同 (東鴨) 河合智  
同 (松山) 和田千松郎

同 五級俸下賜

五級俸下賜	同	典獄 (函館)	印南於菟吉	任看守長給月俸十九圓九十錢十勝監獄勤務ヲ命ス	伊賀吉太郎
七級俸下賜	同	(和歌山)	山隈眞直	任典獄補七級俸下賜新潟監獄勤務ヲ命ス	新井田 傳次郎
同	同	(水戸)	松本 一	任典獄補七級俸下賜新潟監獄勤務ヲ命ス	新井田 傳次郎
同	同	(宇都宮)	高橋修二郎	依願免本官	
同	同	(甲府)	屋山朝太郎	給月俸二十三圓	
同	同	(德島)	伊藤 孝之	給三級俸	
六級俸下賜	同	典獄補(大阪)	兒島三郎	給四級俸	
同	同	(富山)	吉野 德市	同	
同	同	(小倉)	研野 熊次郎	給五級俸	
同	同	(横濱)	關 久之助	同	
同	同	(福井)	岡 辰造	給六級俸	
同	同	(廣島)	富 源治	同	
同	同	(京都)	柏木 幸平	同	
同	同	(鳥取)	原田 憲	同	
同	同	(大阪)	飯尾美知足	同	
同	同	看守長(佐賀)	長山又四郎	同	
同	同	(十勝)	大橋 彦太	同	
同	同	(札幌)	本庄吉太郎	同	
同	同	(三池)	平井岸次郎	給七級俸	
同	同	看守	古賀 熊彦	同	
同	同	(十勝)	瀬戸 仙助	同	
同	同	任看守長給十一級三池監獄勤務ヲ命ス			

給七級俸	同	看守長(横濱)	千葉 貢	給八級俸	看守長(十勝)	中田 達治
同	同	通譯兼看守長(同)	神木 直助	同	(札幌)	池田 竹藏
同	同	看守長(安濃津)	小野寺 彌七	同	(同)	室谷儀兵衛
同	同	(三池)	永吉鹿太郎	同	(神戸)	上田清三郎
同	同	(粟鴨)	戸田喜太郎	同	(同)	土井 藤吉
同	同	(高松)	良方 友吉	同	(京都)	和田 岩雄
同	同	(十勝)	坪井菊之助	同	(同)	横田長右衛門
同	同	(奈良)	松井晟千代	同	(静岡)	白土 壽朗
同	同	(粟鴨)	大渡市太郎	同	(千葉)	佐藤 貞文
給月俸三十七圓	同	(同)	山内 末吉	給月俸三十四圓	(和歌山)	斐川 兵次
同	同	(宮崎)	中 村 節	同	(榉戸)	渡邊 市作
同	同	(同)	馬場 治作	給月俸三十三圓	(小菅)	山下 重藏
同	同	(神戸)	勝谷長之助	同	(静岡)	長沼 房吉
同	同	(京都)	伊藤新三郎	同	(松江)	高橋松之助
同	同	(横濱)	白崎 多藏	同	(浦和)	澤田 幸太郎
同	同	(小菅)	小橋川 昭慶	給月俸三十二圓	(新潟)	前田 德三郎
同	同	(榉戸)	竹内 英夫	同	(同)	高島 留次
同	同	(新潟)	吉田 唯彌	同	(網走)	千葉 啓次郎
同	同	(榉戸)	山崎野武藏	同	(同)	山吉 馬之助
同	同	(前橋)	福島磯太郎	同	(岐阜)	森島 柳太郎
同	同	(高田)	高田利八郎	同	(同)	平石 勝次郎
同	同	(石井)	石井俊三郎			



森 元祐 松本 一丈 伊藤 俊光 三浦 實  
白井 勇松 十時 彌 松殿 房吉 眞木 喬

○贈與金  
客月二十五日附を以て本會々則第十一條第一項第三號乃至五號に依り元看守原紋太郎氏外十七名に拾圓以下參圓迄の金員を贈與したり

○輔成會々報

○其後の加盟保護會

府縣名	稱	所在地	保護方法	保護範圍
大阪	救世軍希望館	大阪市西區市	直間	區域なし
新潟	中頸城郡高田市慈善協會	岡町八三六	直間	中頸城郡、高田市各一圓
	新潟縣高田市	直間		

○保護會事務所移轉

岡山縣聯合會は同市旭町二二八ノ一に粟太郎佛教同心會(滋賀縣)は粟太郎左上村野路教善寺内に北海道郡佛教保護會(大分縣)は北海道郡臼杵町法龍寺内に宇和島報恩會(愛媛)は北宇和郡丸穗村等覺寺内に孰れも其事務所を移轉せり

左記會計法規解說ハ司法省會計課員ノ談ナリ

○勤務演習ト雇員俸給ノ支給停止

勤務演習ノ爲メ召集ニ應ジタル雇員ノ俸給ニ付テハ應召ノ爲メ不參シタル當日ヨリ解隊シテ出勤シタル日ノ前日マデノ間ニ於ケル月給ノ支給ヲ停止スベキモノトス(大正二年司法省會甲第一七一號通牒明治二十七年司法省會檢甲第七八四號訓令參照)

○増加恩給ノ不控除

准士官以下ニシテ免除恩給ト増加恩給トノ二種ヲ受クル者ガ文官判任以上ニ任セラレタル場合ニハ其ノ受クベキ俸給額ヨリ免除恩給ヲ控除シタル額ヲ支給スベキモノニシテ増加恩給ハ控除セザルモノトス(明治二十二年勅令第百三十二號參照)

○定額戻入未了ト通知時期

監獄會計事務章程第五十二條ニ依レバ明治二十二年大藏省令第十六號ニ依リ發シタル返納告知書ニシテ翌年度五月三十一日マデニ定額戻入ヲ了セバ



ルモノアルトキハ仕拂命令官ハ左ノ事項ヲ關係金庫及歳入徴收官ニ通知スベシトアリ右通知ハ翌年度五月三十一日以前ニ於テ定額戻入ノ資力ナキコト又ハ其他ノ事由ニ因リ戻入ノ見込ナキコト明白ナル場合ト雖モ右五月三十一日以前ニハ通知スルコトヲ得ズ要スルニ如何ナル場合ト雖モ五月三十一日以後ニアラザレバ通知ヲ爲スコトヲ得ザルモノトス

○庭園ノ樹木ニ施ス肥料ト支出科目

廳舎及官舎ノ庭園ノ樹木ニ施ス肥料ノ支出科目ハ廳費ノ項備品費ノ目ヨリモ廳費ノ項消耗品ノ目ヲ相當トス

○官有財産トナルベキモノノ寄附受領ト地方廳通知

官有財産トナルベキモノノ寄附ノ申出アリタルトキハ典獄ハ其受領シ差支ナキヤ否ヤニ付キ經何ヲ要スベキモ其受領認可濟ノモノ地方廳へ通知方ハ物品ノ場合ト同様其都度寄附者所在ノ地方廳へ典

獄ヨリ通知シ得ベキモノトス(大正二年司法省會  
甲第三五一號通牒參照)

○物品ノ贈與ト經伺

監獄會計事務章程第十條ニ依レバ物品ノ受贈ニ付  
テハ典獄之ヲ決定スベシトアリテ贈與ヲ受クルコ  
トニ付テハ典獄ニ其許否ノ權限ヲ委任シアルモ贈  
與ヲ爲スコトニ付テハ典獄ニ委任セザルヲ以テ典  
獄ガ監獄ノ物品ヲ贈與セントスルトキハ司法大臣  
ノ認可ヲ受クベキモノトス

○物品會計官吏交替ノ場合ニ於ケル物品出納簿記  
載方

物品會計官吏交替ノ場合ニ於テハ引繼ノ際物品出  
納簿各口座ニ於ケル殘高ト現品トヲ對照シ該口座  
ノ受拂高ヲ計算シテ合計ヲ附シ其ノ下ニ二線ヲ畫  
シ引繼年月日ヲ記スルニ止メ物品出納簿ノ末尾ニ  
尙ホ引繼年月日ヲ記シテ前任者後任者署名捺印ノ  
上受授セシメ然ルベキモノトス(大正二年十月司  
法省會甲第八九〇號通牒及同會甲第九四一號通牒

參照)

○保管證書ノ性質

保管證書ハ金庫ニ於テ發スル一種ノ證書ニシテ  
(保管物取扱規程第五條參照)取扱官廳ノ裏書ヲ受  
クルニ非サレハ何人モ其拂戻ヲ受クルヲ得サルモ  
ノナレハ(保管物取扱規程第十條參照)其現金ニア  
ラザルコト論ラ俟タズ且ツ明治二十三年勅令第三  
十五號ハ純然タル歳入歳出外現金ノミニ適用スベ  
キモノニシテ保管證書ノ如キ現金ニモアラズ又現  
金ト同視スルノ規定ナキモノニ適用スベキニアラ  
ザルヤ明カナリ又保管證書ノ性質タル賣買讓與書  
入質入ヲ爲スコトヲ得ザルモノニシテ(保管物取  
扱規程書式參照)現金ノ如ク流通シ得ベキモノニ  
アラザルヲ以テ明治二十三年勅令第三十五號ニ依  
ラシムルノ必要ヲ見ザルモノトス

大正五年

# 恭賀新年

一月元旦

監獄協會

尾崎行雄

谷田三郎

眞木喬

有馬四郎助

木名瀬禮助

森元祐

坪井直彦

松隈房吉

會費ヲ振替貯金へ拂込マル、 場合ノ注意	口座 番號	加入者 氏名
	東京貳五〇五九番	

監獄協會

大正五年一月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行所 東京府豐多摩郡大久保町大字  
 西大久保三百七拾番地  
 松隈房吉  
 印刷人 東京市四谷區愛住町二番地  
 磯村政富  
 印刷所 東京市麹町區下六番町十七番地  
 同 勞舍  
 發行所 東京市麹町區西日比谷町壹番地  
 電話新橋壹參六八番  
 監獄協會  
 賣捌所 東京市四谷區愛住町二番地  
 東京書院